Ⅲ　専門家所見

１　今回の調査結果から読み取れる回答の傾向と課題の整理

大阪公立大学　現代システム科学域教育福祉学類
教授　西田　芳正

はじめに

報告書のⅠとⅡの部分では、今回の調査の実施方法とその結果について紹介し、それぞれの質問に対する回答の結果と性別･年齢別の集計結果をグラフで示して簡潔に説明している。

Ⅲのセクションでは、質問の結果から読み取れる傾向や課題として受け止めるべき点について、性別や年齢別の分析に加えて5年、10年前に実施された調査結果と突き合せながら検討し、市の行政職員、教育や啓発に携わる教職員の取組や一般市民の暮らしのなかで留意すべきと思われる点について記述していきたい。

堺市の人権意識調査は、10年前に実施された第7回からそれまでになかった質問を加え、市民の暮らしのなかにある人権課題を捉えることをめざして改訂を行った。筆者はそのタイミングで調査結果の分析を担当することになり、今回まで継続して総括の執筆を担当しているという経緯から、過去２回分の調査結果との比較検討も適宜加えていく。

この10年間を振り返ると、ロシアによるウクライナ侵略、トランプ米大統領の再選など国際社会での出来事が私たちの暮らしに大きな影響を与えてきた。日本国内でもコロナ禍、大震災など生活を脅かす事態が次々と襲い、さらに近年は、外国人労働者とその家族の増加に加え海外からの旅行者が観光地にあふれる風景が繰り返し報道されている。昨年夏に行われた参議院選挙では、自国優先を強調する言説が見られ、また、外国人排斥のメッセージがネット等で拡散されるという状況が指摘されている。(なお、両者の因果関係については、本調査では検証していない。)

まさにこうした動きが顕在化したタイミングで今回の調査は実施されたのであり、市民の人権に関わる意識にどのような変化がみられるのか、その把握が重要な課題となる。

なお、7、8回の調査報告書は堺市のHPで公開されており[1]、そちらについても参照いただきたい。

総括の前半部分では、同和問題（部落差別）を除く質問について扱い、自由記述欄の記載内容について触れた後に調査結果の活用の方向について整理する。ただし、設問や記述の内容に同和問題(部落差別)に関わるものが含まれており、必要に応じて言及することになる。そして後半部分では、同和問題（部落差別）に関わる質問についての結果の分析と課題の提示を行っている。前半と後半は、それぞれ独立したものとして読んでいただきたい。

回答者の基本属性と「暮らし向き」

質問への回答結果の整理、検討に先立って、今回の調査に回答いただいた方の基本属性を整理することで、結果を読み取る際の留意点を確認しておこう。

[1] 堺市ホームページ
https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/jinken/shisaku/jinkenishikichosa/index.html

回答者1,438人の性別をみると、女性が55.5%、男性が42.8%で女性が多くなっている。堺市全体の性別構成も女性の方が多いが、それと比べてもやや女性の回答が多い（属性図表1-1)。また年齢をみると60歳代以上が回答者の46.1%を占め、市全体の年齢構成（39.0%）よりも比率が高くなっている（属性図表1-2、1-2-1)。回答結果を解釈する際、高齢層の意識がより強く現れたものになっていることに留意する必要があり、年齢別の結果を適宜確認していく。

回答者の職業については（属性図表1-3)、「会社員・公務員（正規雇用)」が３割に対して「アルバイト・パートタイマー（17.2%)」と「派遣・契約・嘱託社員（4.4%)」を合わせた非正規雇用が21.6%となり、「無職（年金のみの方とアルバイトをしていない学生を含む)」３割弱、「家事専業」8.7%、「自営業・自由業」6.2%が主たる内訳である（属性図表1-3)。これを性別でみると、「会社員・公務員（正規雇用)」は2：1で男性、非正規雇用は逆に1：2で女性に偏り、「家事専業」はそのほとんどが女性である（属性図表1-3-1)。

職業についての質問は10年前、5年前の調査と選択肢を一部変更しているために細かな比較はできないが、非正規雇用の比率が10年前から13.2、17.8、21.6%と大きく増加しているのに対して「家事専業」は18.1、16.1、8.7%と急減している点が注目される。近年の景気回復による人手不足は正規雇用の拡大ではなく非正規雇用によって充当され、「家事専業」からパートとして働くようになった女性がその多くの部分を占めていることが読み取れる。

職業に続いて「あなたの暮らし向きをお答えください」とたずねた問40の結果は、「ふつう」という回答が47.4%で最も多い。「ゆとりがある」は２割であるが、その大半は「ややゆとりがある」であり、「大変ゆとりがある」という回答は20歳未満で多くなっている(43人中12人)。自身が働いて生活を営んでいる層ではこの回答はわずかしかみられないことになる。そして、「やや」を合わせた「苦しい」との回答は３割を超え、なかでも「大変苦しい」という回答が7.6%にのぼる点に留意しなければならない（属性図表1-4)。なお、10年間の経年比較ではそれぞれの比率に大きな変化はない。

１．人権に関する考え方について

○「人権に関する宣言、法律、条約等の認知状況」（問１　p9参照）

問1では、人権に関する宣言や条約、法律や条例について「どの程度知っていますか」とたずね、「どんな内容か知っている」（認識）と「内容は知らないが名称は聞いたことがある」（認知)、さらに「知らない」という３つの選択肢で答えてもらった（図表1-1)。

「日本国憲法」について「知らない」という回答は3.2%で大多数の人に知られているものの、「内容を知っている」という回答は49.7%にとどまっている（図表1-1)。「基本的人権の尊重」を大原則とし、国民の自由と権利が守られるべきだと明示した基本法である憲法について「内容は知らない」とする回答が半数近くを占めるという結果については、人権問題の教育・啓発という観点から重く受け止めるべきではないだろうか。改憲を公約にかかげる政党、政治家の発言が大きくなりつつあるが、大多数の市民が憲法の内容を十分に理解していることが、そうした議論を始める場合でも不可欠の前提とされなければならない。

なお、年齢別に集計した際、20歳未満でも「内容は知らない」率が４割近くにのぼるという結果は、学校における憲法教育のあり方を問うものであり、また学校を離れた人々の

働く・暮らす日常の生活のなかで憲法のそれぞれの条文が自由と権利を守る支えとなっていること、なるべきことについての認識をうながす工夫が必要である（図表1-1-1）。

日本国憲法を除く問１の10項目は、国連で採択された条約等と日本で近年制定されたいわゆる「人権三法」、そして堺市の条例に分けることができる。そのうち「世界人権宣言」から「障害者権利条約」までの、国際連合総会で採択された宣言、条約についてみると、内容を知っている率は２割から１割、名称は聞いたことがあるとする回答が6割から4割という認識・認知のパターンを示している。そのなかでも「女性差別撤廃条約」や「こどもの権利条約」は10年の間に認識率が上昇し「知らない」とする回答が大きく減っている点が注目される（図表1-1-7、1-1-9）。いずれも、日常生活のなかで関連する人権問題が認識され、条約の存在が意識される機会があったということだろう。

それでは、日本国内の差別を解消するために施行された「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」についてはどうだろうか。認知が１割強にとどまり、「聞いたことがある」「知らない」がそれぞれ４割強という回答傾向であり、年齢別では20歳代から40歳代で「知らない」率が高くなる点でも同様である（図表1-1-13～15）。差別が厳しく存在し続けており、解消のための努力を続けなければならないという現状認識のもとに近年制定された法律であることを踏まえ、市民の間に認識・認知を広げるための取組が求められる。

市民にとって身近な存在である市が進める取組である「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」については、認識、認知ともに最も回答率が低く（それぞれ4.8%と36.9%）という結果となった。若い世代で特に知られていないという現実を踏まえて啓発の努力が求められる（図表1-1-11）。

○「人権に関する考え方」（問２　p19参照）

「人権について、いろいろな考え方」を示し賛否をたずねた問２の14項目のうち、回答の傾向が最も明確だったものが「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」であり、「そうは思わない」と明確に否定するものが59.8%、「どちらかといえば」を加えると9割となり、人権問題は「他人事ではない」「自分自身の生活に関わることだ」という意識が大多数の人に共有されていることがわかる（図表1-2）。なお、煩雑さを避けるために、以下の多くの質問について「どちらかといえば」を加えてまとめた賛否の数値を使って整理していく。

問２の14項目は文字通り「いろいろな考え方」について賛否を問うており、調査票の項目の並びのままでは結果を読み取りづらい。そこで、「どちらかといえば」を含めた肯定の回答比率の大きなものから並び替え、さらに2020、2015年の肯定率を付記したものを表1として示した。

表１　人権に関する考え方・肯定回答率＊の経年変化

	2025 年	2020 年	2015 年
ア．権利ばかり主張して、がまんすることのできない人が増えている	73.1%	72.5%	79.9%
ス．自分を好きになることが、人権を大切にすることにつながる	68.7%	69.0%	―
ウ．思いやりややさしさをみんなが持てば人権問題は解決する	67.8%	73.1%	69.1%
セ．自分の人権が充分に実現できている	65.6%	―	―
オ．競争社会だから、能力による差別が生じるのはしかたがない	59.1%	56.8%	66.9%
ケ．差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要だと思う	56.7%	55.1%	40.6%
コ．差別をなくすには、政府から独立して人権侵害からの救済や人権保障を推進する国家機関が必要だと思う	54.9%	―	―
ク．人権問題を解決する責任は、まず行政にある	50.7%	46.4%	48.1%
エ．学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ	48.3%	51.8%	63.2%
カ．個人の権利より、地域のみんなの利益が優先されるべきだ	40.6%	44.2%	51.1%
キ．差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	37.5%	38.7%	54.6%
シ．福祉制度に頼るより、個人がもっと努力すべきだ	34.5%	41.6%	―
サ．介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あれこれ自己主張するのはよくない	25.1%	31.3%	39.8%
イ．人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない	9.8%	10.4%	11.3%

＊「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計（以下の図表も同様）
＊＊設問の表記について、ケは「法律が必要だ」から「必要だと思う」、サは「あまりあれこれ自己主張」から「あれこれ自己主張」に変更されている。
＊＊＊「ー」はその年の調査で問われていない設問である。

まず今回の結果（2025年）の肯定率について見ていく。

肯定する回答が最も多かったのは「権利ばかり主張して、がまんすることのできない人が増えている」であり、7割を超えている。ここから、個々人の権利の主張の行き過ぎを非難する意識が他の項目にも同様に表れていることが予想されるが、そうとはいえないようである。「学校では、権利より義務を果たすことを教えるべきだ」「個人の権利より、地域のみんなの利益が優先されるべきだ」「差別される人にも問題がある」「介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あれこれ自己主張するのは良くない」という、義務を果たすことを強調し、地域や社会の利益を優先すべき、支援を受ける側の自己主張を咎め差別される人の側にも問題を求める、といった一連の項目については賛否が拮抗、あるいは反対する意見が多くなっている。

これらの項目について興味深いのは過去10年間の変化であり、以前は肯定する回答が過半数を超えていたり反対する回答を上回っていたものが、肯定が減少、逆転している。先に触れた通り権利の行き過ぎた主張への非難の意識は強いままであるが、「差別を禁止する法律が必要」とする考え方への肯定の増加もあわせて、困難な状況にある人々の存在や権利の主張を認める方向への変化が確かに見られるといえるだろう。

こうした変化を促した要因として想定できるのは、貧困や格差の社会問題化や災害による苦難など、人間としての権利が脅かされ厳しい状況に置かれた人々の存在が身近なものとして感じられるようになったという社会状況の変化や、後に触れる人権教育や啓発活動

により困難に直面している様々な人々の存在が知られるようになったことの現れという面もあるだろう。

肯定率が高かった３つの項目についてもみておこう。「自分を好きになることが、人権を大切にすることにつながる」「思いやりややさしさをみんなが持てば人権問題は解決する」という考え方への肯定が7割という結果については、「自分を好きになる」「思いやりややさしさ」を持ちにくくさせる社会のあり方にこそ目が向けられるべきであり、人権が守られている、誰しも人間らしい暮らしが営めている社会が、人々にそうした「こころ」を持つことを可能にするということが認識されるべきではないだろうか。

さらに、「自分の人権が充分に実現できている」という項目に65.6%が肯定の回答をしている。このような意識調査の結果をもって行政施策の評価を行うことには慎重であるべきだろう。後にみていくように、今回の調査結果からも日々の暮らしのなかで理不尽な思いや辛い経験を重ねている市民の存在が浮かび上がってくる。自分のすぐそばに生きづらさを抱えた人がいる、あるいは気づかないままに自身も生きづらい状況に置かれていることに気づき、改善のための手がかりを得られることが「人権の実現」にあたるのではないだろうか。

○「人権問題への関心」（問3　p32参照）

21項目の人権問題を列記し、「どのくらい関心がありますか」とたずねた問３の結果を、関心度の高いものから順番に並べ替えたものが表2である。

表2　人権問題への関心（「どちらかといえば」を含む関心ありの率）

ナ．大規模災害時の避難所生活などにおける人権問題	87.1%
ト．震災や集団感染などの災害に起因する人権問題	85.3%
ツ．労働者の権利に関する問題	84.4%
テ．若者の労働問題	80.9%
ウ．こどもの人権問題	78.8%
ク．ハラスメント問題	78.3%
エ．障害者の人権問題	75.9%
オ．高齢者の人権問題	75.6%
イ．女性の人権問題	70.7%
キ．インターネット上の人権問題	69.2%
サ．犯罪被害者やその家族の人権問題	68.8%
ソ．拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題	68.8%
チ．人身取引	57.5%
シ．刑を終えて出所した人やその家族の人権問題	52.2%
カ．日本に住む外国にルーツのある人の人権問題	52.2%
ケ．HIV （エイズウイルス）感染者等の人権問題	49.8%
コ．ハンセン病（らい菌によりひきおこされる感染症）患者・元患者・その家族の人権問題	49.4%
ス．性的マイノリティの人権問題	48.1%
タ．ホームレス（野宿生活者）の人権問題	40.2%
ア．同和問題（部落差別）	39.4%
セ．アイヌの人々の人権問題	39.1%

最も関心度が高かったのが災害時の避難所生活や集団感染などの災害に起因する人権問題で9割近い回答となった。能登半島地震やコロナ禍の記憶が生々しいかたちで残っていることの現れであろう。また、「労働者の権利に関する問題」「若者の労働問題」の２項目も8割を超える回答であり、特に20、30歳代では「関心がある」との回答が半数にのぼるなど明確な関心事であることがわかる（図表1-3-18、19）。これらは、震災などセンセーショナルなかたちで注目を集めるエピソードはないにもかかわらず、多くの市民、特に若い世代にとって日々の暮らしに直結する切実なテーマと感じられているのである。

さらに、「こども」「ハラスメント」「障害者」「高齢者」「女性」「インターネット上の」人権問題も、やはり自身や家族など身近な人が当事者となるテーマであり高い関心を集めている。これらについてどのような意識が抱かれ経験がなされているのかについては後の質問で個別に扱われる。

それらの項目に続くのは、多くの市民にとって当事者として感じられることの少ないものである。そのなかでも「犯罪被害者やその家族」「拉致問題」が比較的高い回答率となっているのは、関連する報道や関心を促す啓発メッセージが効果をあげているといえるかもしれない。逆に「日本に住む外国にルーツのある人」「性的マイノリティ」については近年注目されているにもかかわらず「関心」には結びついていないようである。これら２つのテーマについても後の質問で扱われるが、「人権問題」として、つまり当事者の苦難を軽減し権利を守るべき問題としての受け止めは限定的なものにとどまっているという面があるのではないだろうか。

最後に、「同和問題（部落差別）」の関心度が21項目中で最も低い水準であったことについても触れておくべきだろう。同和問題（部落差別）については、この調査でも多くの質問が用意されており、重要な人権問題として位置づけている。人権をめぐる施策、教育啓発において高いウェイトが置かれているにもかかわらず、市民の側の関心度は他の項目群と比して非常に低いというミスマッチをどう考えるべきか。調査を総括するこの文章においても最後に触れることにしたい。

２．自分自身に関することについて

○「人権を侵害された経験、内容、相手」（問4・5　p45･46参照）

「あなたは日常生活の中で、過去5年ほどの間に人権を侵害されたと感じたことはありますか」とたずねた問4に対して、16.8%の人が「ある」と答えている（図表2-1）。この結果を年齢別に見ると、20歳代から50歳代では４分の1が、最年長の年代でも1割が人権を侵害されたと感じたことが「ある」と答えているという状況については非常に重く受け止めるべきである（図表2-1-1）。

その経験がどのようなものであったのか、さらに誰（どこ）から侵害されたと感じたのか、「ある」と答えた人に対して10の項目をあげてたずねた問5の回答結果を表3に示した。報告書の本編では「ある」と答えた人を母数として経験内容の項目ごとに比率を示しているが、どれほどの市民が経験しているのかをイメージしてもらう手がかりとしてすべての回答者に占める率を示し、経験率の多い順に並べている。また表の右側には、「誰（どこ）から」の人権侵害であったのかについての回答を、それぞれの侵害を経験した人のうちの比率として示している。最も経験率の多い「パワハラ」を例とすれば、対象者全体の10.5%

が経験し、そのうちの8割が「職場」の人から経験したということがわかる。さらに、2020年調査の結果を下段にカッコ書きで示した。

表3　人権を侵害された内容と相手（相手の数値の下段は2020年調査）

	人数	全対象者中の率（%）	（%）							
			家族・親類	近所の人	友人・知人	学校	職場	企業・民間団体	公的機関	その他
パワー・ハラスメントを受けた（上司などからの圧力や嫌がらせ）	151	10.5	12.6 (5.7)	3.3 (1.0)	2.6 (0.0)	4.6 (1.9)	80.8 (88.6)	3.3 (2.9)	3.3 (1.0)	6.6 (1.9)
不平等な扱いを受けた	122	8.5	13.1 (7.1)	6.6 (3.1)	7.4 (4.1)	8.2 (8.2)	63.9 (68.4)	6.6 (9.2)	11.5 (5.1)	16.4 (5.1)
あらぬ噂をされたり、悪口・陰口を言われたりした	117	8.1	19.7 (8.5)	18.8 (22.9)	23.1 (17.8)	12.8 (10.2)	45.3 (50.8)	4.3 (4.2)	5.1 (1.7)	17.1 (5.9)
いじめ・嫌がらせ・仲間はずれをされた	102	7.1	10.8 (2.5)	10.8 (8.6)	15.7 (9.9)	17.6 (17.3)	47.1 (60.5)	3.9 (2.5)	6.9 (1.2)	19.6 (9.9)
名誉や信用を傷つけられた*	88	6.1	21.6 (0.0)	12.5 (0.0)	17.0 (44.4)	8.0 (0.0)	51.1 (0.0)	6.8 (0.0)	11.4 (0.0)	19.3 (55.6)
プライバシーを侵害された	67	4.7	23.9 (13.3)	17.9 (20.0)	19.4 (6.7)	10.4 (4.4)	29.9 (37.8)	10.4 (11.1)	10.4 (8.9)	25.4 (8.9)
セクシュアル・ハラスメントを受けた	48	3.3	14.6 (9.5)	12.5 (9.5)	14.6 (0.0)	8.3 (0.0)	58.3 (57.1)	8.3 (9.5)	10.4 (0.0)	29.2 (19.0)
暴力や虐待を受けた	43	3.0	39.5 (47.8)	11.6 (4.3)	9.3 (4.3)	14.0 (4.3)	23.3 (30.4)	7.0 (8.7)	9.3 (0.0)	32.6 (8.7)
体罰を受けた	32	2.2	21.9 (36.8)	9.4 (0.0)	9.4 (0.0)	25.0 (26.3)	28.1 (21.1)	9.4 (5.3)	6.3 (0.0)	34.4 (15.8)
その他	14	1.0	0.0 (66.7)	7.1 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	14.3 (33.3)	7.1 (0.0)	14.3 (16.7)	71.4 (16.7)
無回答	4	0.3								

全対象者中でみると、最多の「パワハラ」（10.5%）から「体罰」（2.2%）まで経験率は多様であり、その年齢層による違いも明確である（図表2-2-1-1）。若年層と高齢層では「噂・悪口」「仲間はずれ」「プライバシーの侵害」など家族や友人など近しい人からのものが多くなっている。体罰や暴力についても高齢層で多くなっている点は見逃せない。20歳代から50歳代にかけてはパワハラ経験の率が高く「不平等な扱い」「名誉や信用を傷つけられた」も合わせて職場での経験が反映されていることが予想される。

なお、性別による違いとしては、「いじめ・仲間はずれ」で男性：女性が5.7%：8.0%、「パワハラ」で同じく10.6%：10.5%、「セクハラ」では2.3%：4.1%で男性も被害を受けていることがわかる。

それでは、人権侵害の加害者や生起した場所について表3の右側から読み取れることを整理していこう。

人権侵害経験を誰（どこ）から受けているのか、回答率が非常に高いのは職場であり、上司や同僚からなされていることがわかる。パワハラだけでなく不平等な扱いや噂、仲間はずれ、名誉や信用を傷つけられ、さらにセクハラについても職場で経験されている率が高い。いうまでもなく、職業は収入に加えて誇りや生きがいを得ることができる点でも生活の最重要の支えであると同時に、そうであるからこそそこから逃れられない場でもあることを考えると、職場のあり方についての早急な改善が求められる。5年前の結果と比べるとやや改善が見られるとはいえ、まだまだ高い率であることに変わりはない。

職場以外で目に付くのは家族・親類の回答率の高さであり、「暴力や虐待」の場としては

最多となっている。しかも、5年前と比べて上昇傾向にある点が気がかりである。

もう一点、「人権を侵害された相手」として「その他」の回答率が5年前に比して増加していることにも触れておきたい。ネット上のやり取りなどかそれに当たるのかもしれない。

○「人権を侵害されたときの対応」（問6　p54参照）

一連の問いの最後に、問６では人権を侵害された経験が「ある」と答えた人に「どうしましたか」とその時の対応についてたずねている。その結果は（図表2-3)、「友人・同僚・上司など身近な人に相談した」(38.8%)、「家族・親類に相談した」(27.7%）の２つが主たる対応策であり、「何もしなかった」との回答が2割、「相手に抗議するなど自分で解決した」が15.3%となった。5年前との大きな変化はない。

相談先の選択肢として多様な専門職や地域の役職、団体をあげたが、相談した相手として回答される率はおしなべて低い。「大阪府や堺市など地方自治体に相談した」とする回答はそれらの項目のなかでは比較的高いといえどもわずか3.7%にとどまり、5年前の7.1%よりも低くなっている点は見逃せない。広く市民が利用可能な区役所など公的機関で行われる相談や問題解決のための支援が拡充され、同時に広く知られるような取組が必要である。

人権侵害を経験した時の対応については男女での違いがみられる。表4に示しているが、女性は職場や家族・親族など身近な人に相談する回答が男性より高く、男性では「何もしなかった」という回答が多いという対照的な結果となった。男性は相談や支援を求めるつながりをつくりにくく、悩みを自分で抱えてしまいがちな傾向があるという研究が蓄積されているが、「男らしく弱音をはかない」という性別規範の影響として考えることができる。

表4　人権侵害時の対処・性別

	男性	女性
友人・同僚・上司など身近な人に相談した	30.1%	45.8%
家族・親類に相談した	21.5%	31.9%
職場の相談窓口に相談した	10.8%	6.3%
警察に相談した	4.3%	9.0%
弁護士に相談した	6.5%	2.8%
法務局・人権擁護委員に相談した	2.2%	1.4%
大阪府や堺市など地方自治体に相談した	3.2%	4.2%
地域の自治会長や民生委員・児童委員に相談した	1.1%	0.0%
NPO や民間の支援団体に相談した	1.1%	0.0%
相手に抗議するなど自分で解決した	15.1%	16.0%
何もしなかった	25.8%	16.7%
その他	9.7%	11.8%

なお、この問いの「その他」の項目には「具体的に」と記した空欄を設けている。そこに25人の記載があり、そのうち11人が「退職した」等の内容で、「心身を病んで」との付記もあった。さらに、「何もできなかった」「がまんしています」などが4人、「相談したが無意味だった」「こちらの言い分を相手は聞き入れることさえなかった」「正社員との待遇差、正社員からの差別に悩んだ」という記述も見られた。

○「身近な人について」（問7　p56参照）

問７では差別や人権侵害を受ける可能性のあるカテゴリーを選択肢にあげ、自分自身と身近な人がそれらにあてはまるかどうかをたずねている（図表2-4)。

「自分自身」については1割弱が「いじめや虐待を受けた」と答えており、年齢別にみると30歳代で3割近くにのぼるなど若年層に多い。「家族や親類にいる」という回答が多いのは「高齢で介護を必要とする人」「障害のある人」「いじめや虐待を受けた人」で、それぞれ36.7、24.8、10.1%であった。また、「親しい友人」にそれぞれのカテゴリーに当てはまる人がいるという回答はいずれも数パーセントにとどまるが、「知人に」にいるという回答が2割から１割となり、「同和地区（被差別部落）出身者」「性的マイノリティ」を含め「知人」にいるという結果であった。

「外国にルーツのある人」「性的マイノリティの人」については「いない、わからない」という回答が71.4%、82.9%と身近にいないという回答が多くなっているが、これを年齢別でみると30歳代までの若い世代で2～3割が「知人にいる」と回答し「親しい友人にいる」率も他の世代よりは高くなっている。

「同和地区（被差別部落）出身者」が身近にいると答えた人は60・70歳代で2割ほどいるのに対して若い世代ではごくわずかしかみられない。同和地区（被差別部落）とその出身者の存在を知らないままに成長するケースが増えていることを示している（図表2-4-1～7)。

３．同和問題（部落差別）について

※p195「○同和問題（部落差別）・同和対策についての誤った受け止め」参照

４．女性の人権について

○「女性の人権問題についての考え方」（問19　p96参照）

問19は、女性の人権問題についてたずねるもので、性役割や規範、イメージを示す10の考え方を示しそれぞれへの賛否を答えてもらった。「どちらかといえば」を含めて「そうは思わない」という回答の率を高いものから並べ替え、5年前の同様の質問への結果も併記したものが表5である。

表5　女性の人権問題についての考え方（反対回答の比率と経年比較）

	2025 年	2020 年
イ．女性は理系の大学に行く必要はない	86.7%	83.0%
コ．状況や場合によっては「女のくせに偉そうなことを言うな」と言われてもしかたがない	84.7%	83.4%*
ケ．男性は人前で泣かない方がよいが、女性は人前で泣いてもよい	72.5%	66.7%
ウ．女性は結婚や出産により、仕事をやめがちなので採用に男性を優先してもしかたがない	67.2%	63.7%
オ．共働き家庭で、夫婦が残業しなければならない時は、妻は家庭を重視し、夫よりも早く帰宅した方がよい	64.1%	53.6%
ク．昇給・昇進など、職場における男女の待遇の違いはやむを得ない	61.2%	54.7%
ア．女の子は家のお手伝いをしないといけない	51.6%	41.1%
エ．結婚したら妻は夫の姓を名乗るのが自然だ	44.4%	38.7%
キ．女性の方が男性より育児や介護などに向いている	30.8%	25.6%
カ．女性と男性で役割に差があるのは差別ではなく区別である場合が多い	24.1%	20.7%

*2020年調査では「「女のくせに偉そうなことを言うな」などというのは、言葉の暴力だと思う」という設問であったため肯定する回答の数値を掲載した。

**2015年調査では、同様の設問に対して「問題だと思う」「場合によっては問題ではない」「問題ではない」の３択で、比較は困難

これらの結果からわかることは、まず第一に、女性は理系の教育に向かない、生意気な口ごたえはいけないといった、女性に向けられた伝統的な規範やイメージが薄らいでいることが確認できる。しかしながら第二に、外で仕事をもったとしても家事・育児は女性が担うべきとする性別役割意識、職場での待遇や採用における差を認める考え方については反対する回答が６，７割にのぼると同時に、「どちらともいえない」がそのうちの多くを占めるとはいえ現状を是認する意識が３、4割ほどである点にも注目すべきだろう。これらの項目については2020年との比較で反対する回答率の増加傾向が見られるが、今後の動向を考えるために年齢別の集計に注目してみよう。

反対が7割を超えている表5の上位３つを除く項目について年齢別の傾向をみると、「共働き家庭で妻が早く帰宅」では若い層ほど反対意見が増え肯定する回答はごくわずかとなる。しかし、男女が同じ条件での「共働き」を若い年齢層の人たちの多くが望みめざしているわけではなさそうだ。「職場における男女の待遇の違いはやむを得ない」については若い層でも２割が肯定し「採用に男性を優先してもしかたがない」も肯定率はわずかに下がるが若い層ほど高くなるという傾向がみられる。さらにそうした意識の背後にあるものとして、「女性の方が男性より育児や介護などに向いている」「男女で役割に違いがあるのは差別ではなく区別である場合が多い」という項目で肯定する回答の方が否定を上回り、若い世代でもこの傾向は変わらないという、性による役割の違いをそれぞれの性にそなわったものとして受け止める考え方が若い層の一部に抱かれていることがあげられるだろう（図表4-1-6、10、12、14、16）。

なお、問19について性別で集計すると「男性を優先採用してもしかたがない」について肯定する回答で男性：女性の率が17.4%：9.4%、「女性の方が育児や介護に向いている」で男性・女性の肯定率が47.2%：33.0%、「差別ではなく区別」で52.6%：43.3%、「待遇の違いはやむを得ない」で18.6%：12.8%などとなっている。

労働の場における男女の扱いの強固な違いを前にして「やむを得ない」「しかたない」と受け入れざるを得ないと同時に、男女の本質的な差としてそれを受け入れる意識の存在が浮かび上がってきた。後者の背景としては、「女の子は家のお手伝いをしないといけない」などと幼少期からのジェンダー社会化が働いているはずである。

なお、「結婚したら妻は夫の姓を名乗るのが自然だ」という項目については、肯定28.1%、否定44.4%という結果となった。男性でも否定が10ポイント上回っている。夫婦別姓に向けた議論が求められる。

○「過去5年ほどの間に、性別によって役割を決められたり待遇に差をつけられたりした経験」（問20　p107参照）

問19に続く問20で、性別による役割、待遇の差についての経験を自由記述でたずねている。書き込まれた内容は報告書の本編に転記されているが、そこから読み取るべき点については、質問票の最後に設けられた自由記述の内容と合わせて総括前半の末尾で整理、検討する。

５．こどもの人権について

○「こどもの人権問題についての考え方」（問21　p112参照）

問21では、いじめや体罰、プライバシーや近年注目を集めている「ヤングケアラー」などこどもの人権に関わる考え方をあげ、賛否を問うている。

こどもの意見表明やプライバシーが守られるべきであるという意識は75.8%、64.2%という高い回答率であり5年前からも増加している。「ヤングケアラー」の状態を問題視する回答率も高く、こどもの権利が守られるべきだとする理解が広がっていることがわかる結果である。

保護者や教師の体罰についても「必要だ」「しかたがない」という考え方への肯定は2割強にとどまり反対する回答が半数以上で大きく上回っており、この5年間でもこどもの権利を擁護する方向に動いている。しかし、「体罰を認める」、「メールや手紙を勝手に見る」ことを容認する回答が子育て期にあたる30、40、50歳代で比較的高いという結果にも留意すべきだろう（図表5-1-2～4）。子育てに関わる悩み、心配、葛藤の現れという面が大きいはずで、そうした点を踏まえた保護者向けのアドバイスが啓発や子育て支援の活動のなかに盛り込まれることが必要である。

また、「いじめはいじめを受けるこどもにも問題がある」に肯定する回答が2割、特に若い世代で高くなっており、いじめ問題の難しさの一面が現われている（図表5-1-1）。先の体罰容認の問題とも重なるが、「いじめは許されない」という説得と合わせて、被害者・加害者・傍観者として渦中にあるこどもたちの生活感覚に即したメッセージが構想されることが求められる。

６．障害者（児）の人権について

○「障害者（児）の人権問題についての考え方」（問22　p117参照）

問22では、障害者の人権について６つの考え方を示し賛否をたずねている（図表6-1）。

「障害者への配慮は、多数の障害者に共通するバリアを取り除くための配慮をすればよく、障害者個人の配慮の申し出に応じることはやり過ぎだと思う」という考えに反対、つまり「やり過ぎではない」という回答が半数近くあり、共通のバリアのみ配慮すればよいとする意見は1割強であった。多数の障害者に共通するバリアの解消は重要であるが、障害者差別解消法は、差別解消のために障害者一人ひとりに対して合理的配慮の提供を求めており、こうした理解が広がりつつあることがうかがえる。また、「企業は利益が第一なので、障害者の雇用が進まなくてもしかたがない」との考えに対して反対意見が半数を超えている。ここからは、民間企業に対して障害者の雇用を義務付けることへの理解が広がっていることが読み取れる。

他方、安全の確保が理由であれば利用を制限する、特別な条件を課すという対応はやむを得ないとの考えは、なお根強いものとして残っている。設問アの「レジャー施設などの管理者が、安全の確保を理由に、障害者の利用には付添者の同行を条件とする」ことについては回答者の多くが差別にあたらないとしている。「安全のために」という理由付けを利用者への「善意」と受け止めての回答が多いのではないだろうか。しかし、それは障害のない利用者には求められない特別な条件を課すことで障害のある市民の利用を阻むという権利の侵害であり、そうした状況を解消すべき差別と捉えて合理的配慮が求められている

のである。こうした考え方が広く知られることが課題であることを、今回の回答は示している。

「多動のこども」に「じっとしていることができるようしつけなければならない」という項目や「障害者の雇用が進まなくてもしかたがない」という項目に半数を超える人が反対と回答しているなどの結果は、障害者の人権を考えるうえで評価できる結果である。障害のある人たちは私たちと同じ尊厳と権利を持った市民であり、地域に住まい、働き、周囲の人たちと関り、様々なサービスを利用して充実した生活を送ろうとしていることを、さらに、障害のある人が経験する生きづらさは無理解や偏見を含む社会環境のバリアに原因があり、それを取り除いていくための取組が広がりつつあることを広く市民が学ぶ機会が提供されるべきである。

7．高齢者の人権について

○「高齢者の人権問題についての考え方」（問23　p121参照）

問23では、高齢者の人権問題に関係する考え方を示して賛否をたずねている。この結果（図表7-1）からは、サービスを受ける立場であっても人間らしい扱いがなされるべきであり、一人暮らしであっても部屋を借りる権利があるといった、高齢者の権利が守られるべきだとする意見が半数を超えていることがわかる。

年齢別にみると（図表7-1-1～5）、70歳代、80歳代以上と最高齢層で悪徳商法や詐欺による「被害が多いのは、高齢者の注意がたりないからだ」と自己責任論に同意したり働く場が少ないことを「しかたがない」と受け入れる回答が増えるのは自身の実感からくる部分があるのだろうが、それとは対照的に、「高齢者の行動を家族が制限するのは問題だ」に同意する回答が増える点は、自律した存在で居続けたいとする高齢層の思いが現れたものだろう。

8．日本に住む外国にルーツのある人の人権について

○「外国にルーツのある人への差別についての考え方」（問24　p125参照）

日本全体で労働力不足が深刻化するなか、関西圏でも外国人の姿を目にすることが珍しくなくなりつつあり、職場や地域で外国にルーツのある人とどのような関係を形成するのかが大きな課題となりつつある。さらに、外国人観光客の増大が様々な問題を生み出してもいる。総括の冒頭でも触れた通り、外国人を排斥する意識の増大が問題視されているなか、外国にルーツのある人への差別についての考え方をたずねた問24の回答にそうした動きが反映されているだろうか。

その結果を示した表6には、外国にルーツのある人を排斥する回答、中間、共生を志向する回答と読み替えて結果を示し、排斥の回答率について5年前の結果を参考として付している。これをみると、設問の表現を変更した「ウ」以外の項目で排斥の回答率が上昇し共生が低下する傾向があり、なかでも「選挙権」「日本の生活習慣に従わせる」の２項目で変化の幅が大きい。排斥への意識の変化が今回の調査からも確認できたといえる。

さらにその変化のあり様を探る手掛かりとして、年齢別の結果（図表8-1-1～8）について2020年の結果（市のHPから参照されたい）を突き合わせると、5年前には年齢が若いほど共生に賛成し多様性と権利を認める傾向がみられたのに対して、今回の結果では、真逆の、

20、30歳代をピークとして年齢とともに排斥の回答率が低下する傾向が確認できる。この5年間の変化は若い年代において特に大きく現れているのである。

表6　日本に住む外国にルーツのある人の人権について（回答を「排斥」と「共生」に読み替えて示した）

	排斥	中間	共生
ア．家主が外国にルーツのある人に部屋を貸すのを拒否しても、家主の自由だと思う	46.0% (44.6%)＊	31.8% (30.6%)	19.6% (20.7%)
イ．就職活動や、職務内容、待遇面で不利な扱いを受けてもしかたがない	13.5% (11.9%)	27.9% (26.4%)	55.8% (56.7%)
ウ．外国にルーツのある人との結婚に対して、周囲が反対するのもしかたがない＊＊＊	16.3% (20.1%)	33.0% (36.7%)	47.8% (38.2%)
エ．日本に住む外国籍の人々に選挙権がないのは問題だ＊＊	42.0% (26.7%)	33.4% (35.5%)	21.5% (32.5%)
オ．日本の生活習慣、しきたりや慣習に従わせるべきだ	43.7% (29.2%)	30.5% (33.0%)	22.8% (33.5%)
カ．多文化共生の社会をめざすのがよい＊＊	16.3% (10.3%)	37.9% (35.5%)	43.1% (48.6%)
キ．自分の地域に住んでいる外国にルーツのある人とはかかわりをもちたくない、又は住んでほしくない	11.3% (5.5%)	33.7% (25.8%)	52.5% (64.0%)
ク．雇用者が外国にルーツのある職員に対し、職場で通称名（日本名）を使うように求めるのはしかたがない	6.7% (6.6%)	25.8% (25.2%)	64.6% (63.3%)
ケ．特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）はやめるべきだ	8.1%	18.6%	70.3%

＊（　）内の数値は2020年調査の回答率
＊＊項目エ、カについては反対する回答を「排斥」とカウントした。
＊＊＊2020年の設問は「結婚に対して、相手の周囲が反対するのもしかたがない」

若い世代に排斥の意識を持たせる近年の日本社会に表れた要因はどのようなものか。それを探る手掛かりは今回の調査では得られないが、若い層が日常的に接しているインターネット、ＳＮＳで流される情報が大きく介在していることは予想できる。流布されている情報の検討も含めて、「共生から排斥」への意識の拡大を食い止めるための現状把握と対抗するメッセージの発信が人権教育・啓発活動に求められる喫緊の課題であることが確認された。

○「戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況」（問25 p131参照）

外国ルーツの人々との共生が課題としてクローズアップされたのは近年になってからのことだが、100年以上も前に朝鮮半島から移り住み日本の地で生活を続けている人々がいる。問25では「戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策を行っていたことを知っていますか」とたずねた。その結果は、「よく知っている」が４分の１、「少しは知っている」が半数、「ほとんど・全く知らない」を合わせた回答が2割であった（図表8-2)。

植民地支配を受けた韓国では今日なお「慰安婦問題」「徴用工問題」が大きな関心を集めている。過去において植民地支配の当事国であり、今後も隣国の国民同士として交流を続けていく日本の側でも歴史を学び続けることが必要である。その際、「知っている」と回答した人たちがどのような内容、情報をもとにそう回答したのかについても留意する必要がある。その点について、総括前半の最後に、自由記述欄の記載内容に触れつつ改めて取り

上げる。

９．様々な人権について

○「インターネットに関する考え方について」（問26　p133参照）

問26では、多くの市民にとって日常生活のなかでなくてはならない情報入手や発信の手段となっているインターネットについて、いくつかの考え方を示して賛否をたずねた（図表9-1）。

この結果から、個人に関わる情報、写真などをインターネットにアップする際は本人の同意が必要だ、自分が得た情報について鵜呑みにしてはいけない、差別を扇動する者に対して法による処罰を求める、行政によるチェックと措置が必要だ、という意見に8割、7割の同意が得られている。これらは、インターネットがもつ危険性についての認識が広がっていることを示すものである。

同時に、誹謗中傷の規制や発信者の特定・公開などの対抗策が政治や社会への批判を封じ込める可能性がある、表現の自由を侵す危険性があることを指摘する意見については、賛否がそれぞれ３割ほどで分かれ、「どちらともいえない」とともに３分される結果となった。人権を脅かす情報の抑止が同時に健全な社会の維持にとって不可欠な自由を脅かす危険性を孕むという、判断することが非常に困難な問題ではあるが、今後広く議論がなされることが求められる。それと同時に、次に触れる問27も含めて、インターネットを通した人権侵害が実際に広がっているという現実が今回の調査でもいくつかの質問の回答から明らかになっており、その救済策や予防策の整備が急がれる課題であることはいうまでもない。

○「インターネット上の誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込み」（問27　p138参照）

「インターネット上で誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みを見たことがありますか」とたずねた問27の回答を、選択率の多い項目から並べ替えて示したものが表7であり、参考として2020年の結果もあわせて記している。「性差別に関すること」という項目は今回新たに追加したものである。

表7　インターネット上で誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みを目にした経験

	2025 年	2020 年*
日本に住む外国にルーツのある人に関すること	27.5%	15.0%
性差別に関すること	25.0%	―
障害者に関すること	23.3%	13.8%
性的マイノリティに関すること	21.7%	11.6%
同和地区（被差別部落）や同和地区（被差別部落）出身者に関すること	11.1%	7.9%
身近な人（友人、知人、教師など）に関すること	5.1%	4.5%
その他	2.6%	15.6%
見たことがない	48.0%	―
無回答	6.7%	54.4%

＊2020年の調査では「見たことがない」という選択肢を設けていなかったために「その他」と「無回答」が多くなっている。

2020年の調査では「見たことがない」という選択肢を設けていなかったため厳密な比較はできないとはいえ、同じ項目での回答率がすべの項目で増加しており、特に「外国にルーツのある人」(15%から27.5%)「障害者」(13.8%から23.3%)「性的マイノリティ」(11.6%から21.7%) に関することで上げ幅が大きい。「同和地区 (被差別部落) やその出身者」「身近な人」に関する誹謗中傷などを目にしたという回答についてそれぞれ11.1%、5.1%という結果にも注目すべきだろう。

年齢別の集計結果からは (図表9-2-1)、インターネットの利用に年齢差が非常に大きいことから若年層で「見たことがある」という回答が大幅に増えており、「性差別」「外国にルーツのある人」「障害者」に関する書き込みを目にしたという率が半数を超えるケースもある。

なお、「その他」の項目に設けられた欄の内容を紹介すれば、「芸能人」「プロ選手」「有名人」が9人、「政治家」2人、「生活保護受給者」などが記されていた。

○「性的マイノリティについての考え方」(問28　p140参照)

近年、性的指向や性自認を理由とした差別や権利の制約について注目されつつあり、2020年に引き続いて問28でこの人権課題を取り上げている (図表9-3)。

結果をみると、７項目中の5項目で多様な性的指向や性自認を抱いている人の存在や権利を認める回答が6, 7割を占め、「同性同士の結婚も認められるべきだ」「企業は、社員の同性パートナーを配偶者として処遇すべきだ」という２項目についても賛成の回答が半数近い。

反対する立場の回答率は、同性同士の結婚に関わる２項目についてのみやや高くなっているが、他の項目ではすべて非常に少ない回答率であり、権利を認めるコンセンサスができつつあるといえるのではないか。また、性別にみると女性の側に認める意識がより強く、年齢別では若い世代ほど認める意識が多くなるという共通した傾向が見られる (図表9-3-1～14)。

○「様々な人権問題についての考え方」(問29　p148参照)

問29では、これまでの質問でとりあげたもの以外の様々な人権問題についての考え方を問うている (図表9-4)。

犯罪被害者やその家族が被る人権侵害が話題になっているが、そうした報道によるプライバシーの侵害と私生活への侵入に反対する回答が64.9%と多数にのぼり、ハンセン病元患者やHIV感染者への差別扱いについてもそれを許さないとする意識が5割から6割で、容認する意見は少数にとどまる。

問29の一連の項目についての回答は、かつては気づかれなかった人権侵害、人として当然の暮らしが理不尽に制約され差別を受けてきた人たちの存在について多くの人々が関心を向け、人権侵害や差別を許さない方向での意識がもたれるようになりつつあることを示しているといえるだろう。

しかし、「本人の責任」によるものだとみなされ差別や非難の対象とされてきた「ホームレス」や「ニート」と呼ばれる人たちについては、雇用の変化や支援体制の不備が生み出したという側面が大きいにもかかわらず、「本人責任論」が根強く抱かれていることがわか

る。

また、「刑を終えて出所した人が、近所に住むことになったら、関わらないようにする」という項目については反対する回答が1割強と最も少なく、「どちらともいえない」と肯定する回答が4割ずつと分かれる結果となった。若年層ほど肯定する回答が多いという明確な傾向もみられる。これから住む場所を変える率が高く、また子育て世代であると近隣の安全を重視する意識が高まるのかもしれない。更生保護についての理解を高め、体制の整備が求められる（図表9-4-6)。

最後に、災害発生時に「根拠のない情報でも信じてしまう」という今回新たに追加した項目については、回答者の2割が同意している。インターネットから流れる情報にどう向き合うべきか、人々の悩みが読み取れる結果である。

10. ダイバーシティについて

○「ダイバーシティについての認知状況」（問30　p153参照）

「あなたは、「ダイバーシティ」という言葉を知っていますか」と問30でたずねた。結果は「全く知らない」が35.6%、「ほとんど知らない」の26.0%を加えて、全体の6割が知らないと答えている（図表10-1)。ダイバーシティとは、多くの人にとって耳新しい言葉であるが、現代社会において重要なテーマとなっており、今後の人権施策、教育や啓発活動においても柱となる考え方と位置づけられている。それは、堺市の人権施策の中心を担い、今回の市民意識調査を実施する主体でもあるセクションの名称が「市民人権局人権部」から「市民人権局ダイバーシティ推進部」に名称変更されたことにも表れている（名称変更の時期は2023年4月)。

日本語では「多様性」と訳されるが、ダイバーシティという言葉には、異なる背景や特性を持つ個人が共存し、その違いを尊重し合うことを指し、性別・人種・年齢・障害の有無・性的指向・宗教・文化など、様々な面での多様性を含む、という意味を込めて用いられる。

多くの市民にとっては、まだ知られていない言葉であるが、年齢別にみると若い世代では半数以上が「少しは」を含めて知っているという回答となっており、年長世代ほど認知されていないのが現状である（図表10-1-1)。

○「ダイバーシティという言葉を知ったきっかけ」（問31　p154参照）

それでは、この言葉を知った経路はどのようなものだろうか。問31の結果は、「テレビ」が半数、「新聞」や「WEBサイト」で知ったとする回答が２割強、「職場」という回答も２割弱であった。「新聞」では年長世代、「WEBサイト」は若い世代で多いのは、接しているメディアの世代差を表しているのだろう（図表10-2-1)。「職場」で知ったという回答が比較的多いのは、この言葉がビジネスの世界で注目され使われてきたという背景を表しているのかもしれない。

○「ダイバーシティにあてはまる項目」（問32　p156参照）

続く問32では、「性別」から「育児・介護」までの14項目に「その他」を加えた選択肢を並べ、「「ダイバーシティ」にあてはまると思う項目」すべてに○をつけてもらった。その

結果は、「国籍・人種」や「性別」で8割近いのに対して「キャリア」「学歴」「経験」「育児・介護」という項目が3割台にとどまるという選択率のバラつきがみられる。ダイバーシティで想定される多様性には、「性別」や「国籍・人種」「障害の有無」など目に見える特徴にもとづくものだけでなく、個人の内面的な特徴や価値観にもとづく多様性も含まれる。異なる教育背景（学歴）や生き方・働き方の選好などもここに含まれ、「育児・介護」に携わる人も含めて社会の一員として尊重され社会に参加している状態をめざすものである。用意した項目のすべてが「ダイバーシティにあてはまる」のであり、この点についての積極的な啓発が必要である。

「ダイバーシティにあてはまる」実に多様な特性をもった人々が、同じ部屋にいて同じテーブルに座り、互いの違いを認め尊重し合いながら個性や能力を発揮し人間らしい生活が営めている、それこそが「ダイバーシティが実現した」「人権が守られ活かされた」状態であるといえる。看板を「人権」から「ダイバーシティ」に置き換えた堺市が先頭に立って、この言葉が持つ意味と意義を広く発信し、実現のための取組を展開することが求められる。

11. 人権問題の啓発活動について

（1）人権についての学習

○「学校で人権について学んだ経験」（問33　p158参照）

「学校で人権について学んだ経験はありますか」とたずねた問33への回答をみていこう。「小学校で」「中学校で」「高校・高等専修学校で」「短大・大学・専門学校で」それぞれ「学んだ」という回答率が48.3%、39.1%、22.7%、10.6%と続き、「はっきり覚えていない」「学んだ経験はない」という回答は27.5%と7.9%であった（図表11-1）。

5年前の調査でも同じかたちで質問しており、それぞれの学校で「学んだ」という数値は4～8.5ポイントほど上昇している。これは、人権教育が学校で行われるようになる以前に学校教育を経験した年長世代が回答者に占める比率が減っていくという要因だけでなく、20歳未満や20歳代といった若い世代の経験率が上昇している点から、学校での人権教育の取組が盛んになっている現れとみることができる。しかしながら、若い世代であっても「はっきり覚えていない」という答えが2割前後みられることから、学校での人権教育の質的・量的充実が求められる（図表11-1-1）。

○「学校で学んだ人権問題の分野」（問34　p159参照）

それでは、学校での人権教育で学んだ内容はどのようなものだろうか。問33で「学んだ」と答えた人にその「分野」をたずねた問34の結果は、「同和問題（部落差別）」が82.9%と飛びぬけて高く、「障害者」（38.5%）「女性」（37.7%）「こども」（25.1%）と続いている。その他の様々な人権課題についても、それぞれ回答率は低いものの幅広く学校で取り上げられていることがわかる（図表11-2）。

この問いについても結果を5年前と比べるとほとんどの項目で回答率が上がっており、これは若い世代が学校教育を通して多様な人権問題について学んでいることの現れである。

年齢別に学んだ人権問題の分野を確認すると（図表11-2-1）、年長世代では同和問題（部落差別）に集中していたものが徐々に「女性」「障害者」「こども」などの回答率が増え、

20歳未満、20歳代で「女性」が6～7割と最も高く、「障害者」「こども」「インターネット上の人権問題」がそれに続き、他の項目の選択率も他の年代に比して高くなっている。

このうち「インターネット上の人権問題」については若年世代で取り上げられる率が上昇し20歳未満では46.3%と半数近くになっている。小学校時代からネットに接し人権課題に直面している現状を踏まえると、すべてのこども・若者が人権問題という視点からインターネットについて十分に学ぶ必要があり、さらなる充実が求められる。その観点からすれば、身近に当事者がおり、また接点が確実に増え「問題」としても認識される度合いが高まっている「性的マイノリティ」と「外国にルーツのある人」の人権問題について学んだ率が4割という状況が更に広がることが求められる（図表II-2-1）。

○「人権に関する講演会や研修会などへの参加又は資料などの閲覧経験」（問35　p161参照）

問35では「過去５年ほどの間に、人権についての講演会や研修会などに参加、又は資料などを閲覧したことはありますか」とたずねている。その結果について（図表II-3)、まず講演会・研修会・イベントについてみると、「職場や学校、PTA主催の講演会・研修会」を２割近くが経験しており、その多くが「理解を深めるのに役に立った」と回答している。すでに参加している集団や組織で行われる場合には参加が促され学習の効果も他と比べて高いという結果であり、こうした働きかけが更に拡充されるべきだろう。また、行政や地域団体、市民団体が主催する行事に一般市民が参加するハードルが高いという現実を踏まえての工夫も求められる。

「市の広報紙､パンフレット､チラシなど」については読んだとする率が2割にとどまり、「理解を深めるのに役に立った」という回答はそのうちの半分にも満たない。さらに年齢別にみると30歳代より若い世代ではほとんど読まれていないことがわかる（図表II-3-5)。市の広報紙を含めた紙媒体での啓発の配布方法や内容の拡充が必要であろう。また、「DVDやビデオなど映像媒体を用いたもの」を閲覧し「理解を深めるのに役に立った」という率が8.9%と比較的高い値となっている。ただし、それがどのような媒体、内容であるかはわからないままである。若い世代で新聞やテレビと接することが極端に減少しているという現状を踏まえて、インターネット、SNS上での映像を活用した人権啓発が積極的に試みられるべきだろう。

○「堺市の人権に関する事業についての認知状況」（問36　p165参照）

問36では、「堺市等が実施する人権に関する事業や人権に関する施設を知っていますか。また、過去5年ほどの間に参加・利用したことがありますか」とたずねた（図表II-4)。

「人権教育セミナー」「平和と人権展」「憲法週間及び人権週間における各種啓発活動」「セーフシティさかい」「人権相談事業」という一連の事業については、「知らない」が6割から8割となり「参加したことがある」という回答は非常に少ない。調査結果についてのここまでの整理から、またこの後検討する自由記述欄への記述内容からも、決して少ないとはいえない市民が深刻な人権課題に直面し生きづらさを抱えている現実が確認された。そうした人たちにこそ、人権や憲法について考え、自身の暮らしを良きものとする手がかりを得る機会が提供されるべきである。そして更に緊急に改善を要する点として、困難を抱える人たちを支える手段を提供する機会として活用されるべき人権相談事業についての認

知が３割にとどまり、利用者が１％にもとどかないという現実である。こうした場所が「ある」ことだけでなく「そこで支えてもらえる、解決の手がかりを提供してもらえる場」であることを広く周知する必要がある。

問36では人権に関する３つの施設についてもたずねているが、認知は1，2割、利用経験者もごくわずかであった。利用を促す広報、利用してみたいと思わせる展示や企画の検討が求められる。

12. 自由記述欄の整理とまとめ

○２つの自由記述欄について

前半の総括文のおわりに、「女性の人権について」たずねた問19に続けて自由記述として設けた問20と、調査票末尾の自由記述欄に記された内容を整理することで、今回の調査で得られた知見のまとめと課題の整理をしていく。

問20には1,438人の回答者のうち89人の記入があり、内訳は女性64人、男性24人、無回答1人、末尾の自由記述欄には207人からの記入があった（女性118人、男性85人、その他1人、無回答3人）。このように、回答者のうちの一部が書き込んだものであり、その内容は多岐にわたる。もとより統計的な整理分析にはなじまない性質のものではあるが、自発的に書き込まれた内容は本人にとって切実な経験と思いを伝えようとしたメッセージであり、市民の生活と人権をめぐる状況を理解のするための重要な手がかりをそこから得ることができる。

まず、単独の質問として設定された問20からみていこう。

○女性が直面する困難

「性別によって役割を決められたり待遇に差をつけられたりした経験がありますか」とたずね「どのような内容であったか」記入してもらう質問は、2015年の調査から新たに設けたもので今回が３度目となる。過去の調査では、非常に厳しい、悔しい経験から発せられる書き込みが多くの女性から寄せられ、総括文でそこから読み取るべきものを整理してきた。そして今回も、「残念ながら」というべきだが、同じような内容の多くの書き込みがあり、女性が置かれている状況に変わりがないことが明らかである。報告書の本編に内容を記載しているので参照していただきたい。ここでは、ポイントを確認する目的で典型的な例を紹介する。

家族内で家事・育児・介護が女性だけに割り当てられ、外で仕事に就いている場合でもそれはまったく軽減されない。そして職場においても掃除や接客などの役割が課され、採用・昇進面のあからさまな不利と発言を認められない状況について記された。若い世代でもこうした経験が繰り返されていることから、状況に変化がないことがわかる。

「事務所のそうじやお茶出しなどを一方的に仕事に入れられた。他の社員（全員男性）は全く何もしない。（女性・20歳代）」

「会社の面接の際に、今後の出産の予定等を細かく聞かれたことがある（直近2年はないと回答し、採用された）。（女性・30歳代）」

「女性であるため、給与が安くなりがちで、必然的に時短勤務を取得するのは女の方。

家庭を顧みない働き方の選択肢はなく、男性社員にチャンスが与えられたと感じる。(女性・30歳代)」
「産休、育休後、部署異動させられた。(女性・40歳代)」
「これまでの職場も現在も、上司や役員はほぼ男性が占めています。逆にパートやアルバイトはほぼ女性です。女性の上司や役職の方を増やさなくてはとは言うものの、実際に増える様子はナシです。研修等も基本男性が優先されています。(女性・50歳代)」

家族や親戚づきあいのなかでの経験には以下のようなものがある。

「パートなので仕方ないとは思うが、子どもの体調が悪い時、妻が仕事を休むのが当たり前という態度の時。(女性・30歳代)」
「義実家の法事や葬儀では、嫁として私がお茶出し等雑用をしなければならない。義母は指示を出すだけ、男性陣は座っているだけで良い。(女性・30歳代)」
「介護は女の役割、男兄弟は手伝ったりほぼしない。(女性・60歳代)」

職場や家族内でこうした経験を重ねている女性のすぐそばにいる男性たちはどのように認識しているのだろうか。多くの男性の記載内容は「男は力仕事を割り当てられる」というもので、これは、質問文で自身に割り振られた性別の役割や待遇をたずねていることから自然な回答といえるだろう。女性のおかれた状況についての共感を示す記述が以下の２例にとどまるということは、「見えていない」場合がほとんどだと推測される。

「職場での昇進で女性が育児休業を取得したことにより、男性より遅く昇進したこと。(男性・50歳代)」
「実親・義理親の入院の際の手続き・世話・退院後のケアなど「女性がするべき」的な押し付け。育児や子どもの教育に関して妻にまかせっきりになっていること。(男性・50歳代)」

なお、女性の優先登用や育休を女性が取得することによる不満や違和感を伝える記述もみられ、こうした取組が始まったことによる新しい傾向かもしれない。

「女性を登用する必要があるからとその機会を奪われた。(男性・30歳代)」
「育休等のしわ寄せが残る人に生じる。人員増はない。(男性・30歳代)」
「海外の比率を気にして、日本政府等が掲げる女性管理職比率には疑問を感じるとともに、余計に差別を助長しているように感じる、例えば、男女の同期がいて、男の方が優秀と感じても数字を気にして女性を上げることが最近多いと感じる。(男性・50歳代)」

以下にあらためて女性の側の経験を紹介する。

「兄妹の中で、兄は男だから家事をしなくてもいいけど、妹は女だから家事をしなければいけない。(女性・10歳代)」

「「女だから男に従え」「女が男と肩を並べて外で働くのが間違っている」「女は家で家事育児をしろ」などの発言をされた。(女性・30歳代)」
「仕事をしていても、家に帰ったら家事や子育て、親の面倒を見ないといけない。親から「母親だから」という昔の概念で責められる事がある。(女性・40歳代)」
「私自身、「仕事をするな」、家にいると「家事だけしていろ」と家族に言われ続け、「専業主婦だからがまんしろ」と結婚した時から言われてきた。あってはいけないことだと思う。(女性・50歳代)」
「過去5年に限らず子どもの事、家の事は女性がするのが当たり前と言われてきたので呪いのように身体に染み付いて離れません。(女性・50歳代)」
「夫は定年し家にいる。私は仕事に行っている。少しは家事を手伝ってくれるが男と女は家事についても対等という意識は全くなく、共稼ぎの時は家事育児すべてのことが女がやってあたり前だったし、同居している義両親の考えもそうだったので一人背負って苦しかった。(女性・60歳代)」
「親(実家)の世話はしても、相続は長男にすべて渡すと言われました。結婚の方は相手の親と同居だったためにすべて1人で2人の親の世話をしてあたりまえと夫の姉2人は思っていて、口は出すが手は出しませんでした。しんどかったです。(女性・60歳代)」

これらの記述から浮かび上がるのは、固定的な性別役割を幼少期から繰り返し教え込まれ、さらに職場で直面する現実から受け入れざるを得ないという状況だろう。しかし、「それではやってられない」という思いが蓄積され選択がなされていることも記されている。

「性差別は常に受けていると感じる。同じ時間・同じ労働でも給料が違う時点で差別に他ならない。結婚してもお互いフルで働いて、帰宅後に家事は女性という生活がイヤになって離婚。少子化もしょうがない、当たり前。女性に求めるものが多すぎる。(女性・40歳代)」

女性が家族と職場で負わされている負担が過重なものであることから、結婚や出産・子育てを回避する選択が広がり、そうした動きが少子化をもたらす要因となっているとする社会学の研究が蓄積されている。上記した女性の記述は、そうした連関を当事者の実感として伝えてくれるものだといえる。

先に整理した問19の回答では、女性の置かれた状況を肯定するものもみられたが、それがもたらす負担感、生きづらさは深刻なかたちで広がっており、個々人の辛さにとどまらず社会の維持存続をも危うくしているというべきである。「子育て支援」の拡充策に加えて、男女の働き方・暮らし方の作り直しが求められているのである。

この点については、女性役割の改変は男性役割の変化を伴うことになり、それは男性がおかれている生きづらさの軽減にもつながることを指摘できる。

「祖母に、跡取りの役割を強要されることがある。(男性・20歳代)」
「やはり男だからとは言われる。(男性・50歳代)」

「介護休暇の申請をした際、「男が介護するのはおかしい」と上司に怒鳴られ、取得できなかった。(男性・50歳代)」
「退職して家庭内で地位が落ちた。(男性・70歳代)」

これらの記述は、「男性らしさ」が強いる制約を表している。さらにその「男性らしさ」が家族に対する暴力・暴言として現れている場合があるはずで、男性役割を変えることはその軽減にもつながるのではないか。次に紹介する男性の姿は、男性役割の内面化がもたらした歪みという側面があるといえるだろう。

「元夫のDVで厳しい男尊女卑で自由が何一つなかった。(女性・50歳代)」
「男が上で女は下の考えで、女は家の事すべてやってあたり前の夫、コトバのボウリョク、見下す、夫。(女性・70歳代)」

問19のように、人権に関する考え方を示しその賛否を問うかたちで意識の動向を掴むことはできる。「あなたの人権は守られていると思いますか」などという質問もなされるが、そうした意識レベルの調査だけでは生活の現実、経験と思いに迫ることはできない。差別や人権侵害、日常生活の生きづらさを把握する工夫や働きかけが積極的に行われるべきである。
それでは、調査票の末尾に設けた自由記述欄にはどのような経験と思いが記されたのだろうか。

○生活苦や人権侵害経験

「最後に人権に関することで、何かご意見・ご要望がありましたらご記入ください」というお願い文の下に設けた空欄に記された内容を整理していく。
まず、生活の困窮状態を訴えた例を紹介する。「就職氷河期」について記したものも含めて、「暮らし向き」をたずねた問40で「大変苦しい」を選択した回答者のものである。

「毎日3食、食べれる生活に戻りたいです。子どもが3人以上いても豊かに暮らしたいです。贅沢な要望かもしれませんが、子どもたちが食べるお菓子にまで税金(消費税)とらないでほしい。大人の私は病院のがまんはできても、同じ大人でも高齢の方が今、年金で生活出来ない人の方が多いので、病院代も子どもと同様、500円で診てもらえるようにしてほしいです。(女性・30歳代)」
「生活と住居に苦しんでいます。もっと楽に生きたいです。明日を生きるのに必死です。(女性・50歳代)」
「就職氷可期の40代の就職・転職についてもっと行政として力を入れて欲しい。(男性・40歳代)」
「就職氷河期世代への経済的優遇措置が必要。経済格差があるので深刻な問題ととらえてほしい。(女性・50歳代)」

総括文の冒頭で、暮らし向きが「大変苦しい」との回答が7.6%にのぼることに注意が必

要だと述べたが、これらの記述から日々の生活について想像することができるだろう。

さらに、経済的な苦しさだけでなく、「酷いイジメを受けた。今も苦しんでいます」という30代女性の経験など、学校時代のいじめ経験や職場での嫌がらせ、医療や福祉の場での虐待や無視などの経験も記されている。先に問４の「人権を侵害されたと感じたこと」をたずねた質問の回答について、少なくない市民が侵害経験をしており、特に職場や家庭がその場となっていることを指摘した。

〇少数派の権利主張に対する非難

自由記述欄への書き込みのなかで、過去２回でも見られたが今回更に目立つものが少数者の権利主張に対する非難のコメントである。これについては、問2の項目のうち「権利ばかり主張して、がまんすることのできない人が増えている」という考え方を肯定する回答が７割という結果と重なるものであり、そうした意識が何を想定したものなのかについて考える手がかりとすることができるだろう。

まず、少数意見が「増えている」こと、さらにそれを「行き過ぎた主張だ」と受け止めている記述の一部を紹介する。

「少数意見の声を年々大きく感じて違和感に思える時がある。(男性・40歳代)」
「少数派の人々が自己主張をして、生きにくい世の中だ等と言ったり、行き過ぎた主張をしているのを見ると、「めんどくさいな」「関わりたくないな」と思っている。(女性・30歳代)」

それらの記述には、義務を果たさず権利ばかりの主張であるという非難のコメントも付される。

「(この調査では) 権利だけでなく義務や責任感についての質問もするべき。こんなの何の意味もない。権利と義務は表裏一体である事を教えるべきなのに権利のことだけ書いていてはつけあがる人間が増える。(男性・20歳代)」
「人権、人権と騒ぐより自燃のままの方が良いのでは。そんなに世の中騒いでますか？それより各人、自分の義務を忘れてませんか。個人の要求だけが強い世の中になっている様に思います。(男性・80歳代)」

さらに、そうした主張が多数派の権利侵害につながっているとの記述もみられる。

「多様性はさまざまな容認事項が多すぎる。性別マイノリティで見た目が男性が女性トイレに入れば、痴漢騒ぎになる。これを本人の主張で許してしまえば、痴漢や盗撮等の被害は無くなりません。また精神異常者の犯罪を病気のせいにして、無罪にするのは大問題です。(男性・50歳代)」
「昨今、性的マイノリティに関する問題をよく目にしますが、少数派の人を暮らしやすくするために多数派が嫌な思いを強いられるというのはやめていただきたいと思っています。ネットでたまに「こどもを異性風呂に入れるシングル家庭」問題を目にします。

人権人権と言いますが､多数派の人権は大事にしてはもらえないんですか？と思います。（女性・30歳）」
「障害者の方の人権はしっかり守られようとしているが、周りの方の人権はどうなってしまうのだろうと思うことがある。精神障害者からの暴言など、一方的に激しく権利を主張されたりすることがあるが、ただガマンするのみで、何もできず、心が病みそれが原因で退職せざるを得ない方を何人も見てきた。（女性・40歳代）」
「一方の人権を守れば他方で人権が侵害されるというケースもあると感じます。近年LGBTへの理解が深まってきつつあると思いますが、手術を受け女性として生きている男性が女性スペースに入ってきてSNSなどで女性の人権侵害をしている様子をみると暗澹とした気持ちになります。（女性・30歳代）」

さらに、そうした主張をする者が不当な利益を得ていることへの非難も記されている。

「差別される人も、それを利用して権利ばかり主張してモラルも何もない人が多くなっていると感じる。差別をすることは良くないが、特定の者に権利を与えたり、補助や助成をすることがおかしい。真に必要な者にそれらを与えられる制度にしない限り、差別はなくならない。（男性・50歳代）」
「性的マイノリティへの援助よりもまずは子育てや結婚への支援を充実させた上でマイノリティへの援助を充実させるべきと思います。まずは人口を増やして海外からの労働力に頼らないでよい体制を整えるべき。高齢者への厚遇を軽減させて、労働世帯、子育て世帯への援助を充実させる事で老後への蓄えを備えさせて、ある程度高齢者は自己責任の形にすれば良いと思う。（女性・20歳代）」
「生活保護はだれの為にあるのですか？若い時には使い放題、お金は使い果たして歳が高齢になって働けなくなりお金がない…（女性・年齢無回答）」

○ターゲットとされる外国にルーツのある人たち

不当な権利主張を重ね優遇されているという非難の対象として多く言及されたのが、外国にルーツのある人たちである。

まず、外国人の存在が不安を増す要因となっている、不当な優遇を受けている、そして日本人の権利が侵されているとする記述の例を紹介する。

「差別をしなくてはいけないぐらい不安な社会になってきていると思う（外国人問題）。（女性・30歳代）」
「なぜ外国（中国）の人が、日本で生活保護を受けているのか？本当に受けなければいけない日本人が受けられていないと聞いて驚いています､また日本で簡単に免許(車の)を取得できるシステムも不思議です。(性別年齢共に無回答)」
「外国人を優遇し過ぎていると思います。まずは、日本人と日本の子どもたちを豊かに暮らせるようにして下さい。日本人の人権を守って下さい。（女性・50歳代）」
「外国人より、まず日本人優先（帰化除く）の政策をして欲しい。（男性・60歳代）」
さらに、過去２回の記述には見られなかった内容として、朝鮮半島の植民地支配が「な

かった」という記述もみられた。

「問25の植民地政策ということは間違いだと思います。植民地にはしていない。正しく発信して下さい。（男性・50歳代）」

「朝鮮半島は、併合したのであって、植民地として、利益を得ていたわけではない。日本が金を出して、インフラ整備を行っていた。朝鮮と日本は、合意のもと、併合にいたっている。（男性・40歳代）」

先に「8. 日本に住む外国にルーツのある人の人権について」の部分で、この5年の間に多文化共生に否定的な方向への意識の変化が年長世代を除く層でみられることを指摘した。あらためて今回と5年前の年齢別の結果をグラフにしたものを並べて示しておく。

図8　「多文化共生の社会をめざすのがよい」に対する考え方

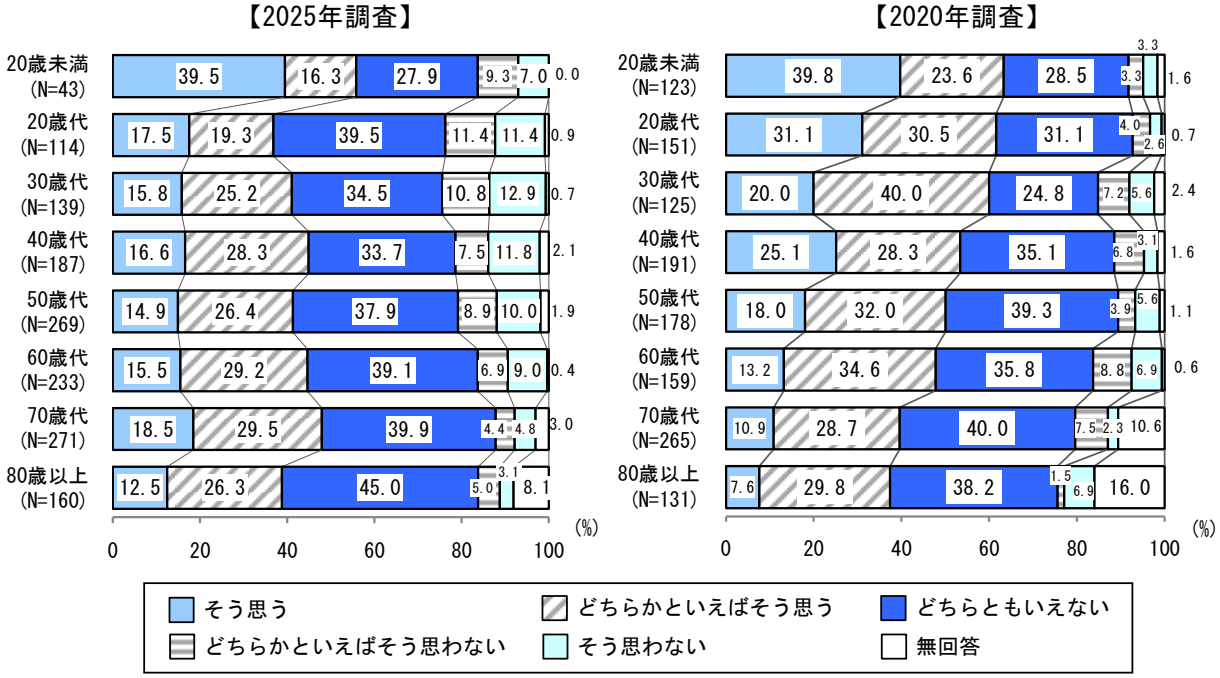

＊2025年の第9回調査では「日本に住む外国にルーツのある人の人権について」という見出しを付けた中の一項目であったのに対して、2020年の第8回調査では「日本に住む外国籍住民の人権について」という見出しで問うている。「多文化共生の社会をめざすのがよい」という設問文は同一である。

筆者は、外国にルーツがある人たちについての意識のあり様と先に整理した少数者の権利主張への非難の意識には重なるものがあり、特に若い世代にみられる傾向であることから、人権尊重、多文化共生とダイバーシティの実現をめざすうえでこの変化をどう捉えどう対応するのかが重要なテーマとなるものと考えている。

○少数者非難の構図

ここまで紹介した書き込みで言及されているなかには、実際に問題として対策が求められるものがある。たとえば外国人の急増が各地で様々なトラブルを生んできたのは事実であるが、それは労働力不足への不可避的な対応であったものであり、あたかも「裏口」か

ら受け入れてきたと評されるように制度を整備せずになし崩し的に進められた結果生じたものである。近年の外国人観光客急増という事態も含め、トラブルを軽減するための方策が求められる。また、精神障害者への対応によるスタッフの疲弊などは個別の問題として対応が求められるもので、少数派の権利主張というかたちで一括することはできない。

紹介した記述には、「SNSで」「ネットで」などの付記がある場合が多い。その多くが根拠をもたない誤ったものであることについては、朝鮮半島から移り住んだ人々の苦難の経験やニューカマー労働者とその家族の生活を扱った研究の蓄積や報道、出版されてきた当事者の語りなどを突き合せることで明らかである。

さらに指摘できる特徴としては、少数派の理不尽な権利主張と優遇、多数派、「日本人」の側の権利侵害という、双方の利害を対立させて捉える構図である。そして更に、困難や不安をもたらす元凶への言及がなく、現実に生活を改善する力をもたないこともあげられるだろう。少数者への非難という文脈で語られたものではないが、たとえば「就職氷河期」世代の雇用悪化については、正規雇用から非正規への代替を進めた経済界とそれを後押しした政治の存在が大きく影響したはずであり、そうした認識を持つことが現状を改善するための力をもつはずである。しかし、少数派への非難という構図がその可能性の芽を摘み取ってしまう。

誤った情報が流布され、そうした構図に捉われてしまうことの危険性についての認識が広く持たれることが必要だが、合わせて、その構図そのものがもつ問題性についても考えることが必要である。その手がかりとして、部落差別解消のためにかつて行われた特別対策をめぐる認識について以下で整理する。

○同和問題（部落差別）・同和対策についての誤った受け止め

差別を受けていると主張する少数派が優遇され多数派の不利益となっているという先に整理した図式の典型例として多数の記述があったのが、部落に対してかつてなされた特別措置をめぐる誤った認識である。これまでの調査でも記されてきたものであり、今回書き込まれたものの一部を紹介する。

「同和問題等の人権問題は無くすことで損する人がいるような政策を行なっていることが問題であり、支援を打ち切られたくないから問題を掘り返すような状況になっている気がする。（女性・20歳代）」

「被差別部落に関して理不尽な差別とは思いますが、市営団地に安く住み、清掃業に有利な条件で雇用してませんか。こうした上積みを取り去ろうとした時に、「堺市は差別をしている！」と騒いだりしませんか。（男性・40歳代）」

「部落も「差別だ、差別だ」と騒いで、一部の人々だけの優遇政策をされてきただけだし、声を大きく騒いだ者勝ちというのは、間違っている。（女性・60歳代）」

長年の差別によってもたらされた劣悪な生活実態と差別意識の広がりを前に、その解決が「国民的課題」だと位置づけられ、制定された法律をもとに大規模な格差是正措置が展開されたものが同和対策である。その成果として大幅に格差は縮小し、2002年をもって特

別な施策は終了している。

特別な対策を「優遇」とみなし、それが今も継続しているというのはまったく誤った認識なのだが、対策が実施されていた時期を知っている年長世代だけでなく若い年代の回答者にも抱かれていることについては重要な事態だと受け止める必要がある。「授業で勉強した事は、何となく、聞き流してしまい、やはり身近な人から聞いた話の方は、印象に残っています（女性・70歳代）」という記述からわかる通り、年長者からの伝聞によるものが多はずだが、ネット上でリアルタイムに流されているメッセージの影響でもあるだろう。

部落差別は今日も厳存しており、その状況については総括の後半部分で詳述される。ここでは、先に整理した少数派の権利主張と優遇を問題視する見方との関連で確認しておくべきポイントを示しておく。同和対策への誤認が、先に整理した権利主張と優遇をセットとして非難する見方のひな型となっている側面もあるように思われ、この点を整理することの意義は大きいものである。

部落に対する特別対策が終了していることについての誤解を解消するためのメッセージが市民に向けて届けられることが重要である。さらに、それと並んで、あるいはそれ以上に重要なメッセージとして、差別をなくすための取組がもつ意義について、差別を受けてきた当事者に対してだけでなく、それ以外の広範な市民もその成果を享受している点についての認識が共有される必要がある。

個人の能力と努力とは無関係な家族情報を履歴書からなくす、個人情報保護の厳密化、義務教育段階の教科書無償配布や学力・進路保障の取組の広がりなど、多くの市民が当たり前と受け止めているものが、実は就職や結婚に際しての差別や教育面の不利をなくすための取組の成果である。さらに、この調査を行政が実施していることからわかるように、差別を許さず人権が守られる社会の実現のために国や自治体行政が体制を整えて取り組むに至った経緯でも重要な役割を果たしたのが部落差別をなくす運動であった。

差別を受けた当事者、少数者の主張と運動が、それ以外の多くの人々の生活の生きづらさ、不利を強いる扱いをなくすことにつながっているのであり、こうした経緯が広く知られることが、少数派の権利主張に対する否定的な見方をくつがえす力を持つものと思われる。

○調査の意義と行政に求められること

最後に、自由記述欄に記された市民の声をもとに行政、学校・社会教育に求められる課題を整理していく。まず、今回の調査に対しての批判的なコメントが複数書き込まれており、その例を紹介する。

「費用を掛けて、意識調査をすることで、納税する市民は何を得られるのでしょうか。概要等にも人権施策の推進と抽象的で意図が全く分かりません。今回の調査で得たデータを基に、どのような施策を行うかをぜひ市民へ公表されることを期待します。（女性・30歳代）」

「同和問題に関連した質問が多かったのが気になりました。堺市では同和問題について力を入れていく考えなのでしょうか。他の子どもや、女性、障害者、高齢者等のさまざまな人権に関する問いについても同等もしくは近いくらいの問いがあっても良い様な気

がします。他の人権問題については同和問題の次くらいの順位なのでしょうか。私には全ての問題が同等に思えます。(女性・50歳代)」

「このアンケートが差別を助長すると思うのでやめた方が良い(男性・50歳代)」とのコメントも寄せられている。質問項目に占める同和問題のウェイトも含めて、市民に調査のねらい、結果、それにもとづく市の取組について積極的に伝えることが求められている。

先の例とは反対のコメントになるが、今回の調査について「よい機会だった」との記述も多くみられた。

「今回の調査で、改めて人権についてのことを考えさせられました。いい機会を与えて頂いてありがとうございました。知らない事が多すぎて恥ずかしく思いました。反省しました。(女性・50歳代)」

他にも「学ぶ機会となった」との書き込みは複数あるが、それは同時に、人権について考える機会が提供されてこなかったという現状を物語るものである。さらに、この調査を含めて、市の取組の実効性を問うコメントも寄せられている。

「正直なところ、女性や子どもの人権について、いまだに意識調査をしている現状には違和感があります。差別撤廃条約や人権の理念は昭和から掲げられているのにも関わらず、具体的に何がどれくらい令和の今までに改善されたのか、市民として実感しづらいのが現状です。堺市は資料展やポスターや条例の制定で止まってしまいそれ自体を目的化してしまっているように見受けられます。問題の対策を後回しにすればするほど状況は悪化してしまいます。堺市にはぜひ、率先して取り組みをアップデートし続けてほしいです。市民としてできる範囲で協力したいと考えています。(女性・30歳代)」

問６の、人権侵害された際に「地方自治体に相談した」という回答が非常に少なかった点、問36では市の「人権相談事業」の認知が3割、利用者が1%にもとどかないという結果に触れたが、その問が記載されたページについての以下のコメントが寄せられている。市の周知、広報の姿勢が問われるものであり、人権侵害に際して頼る場がなかったというその次の書き込みからも、相談機関の拡充と十分な周知という課題に早急に応えることが求められていることがわかる。

「広報紙が毎月各家に配られるので調査票の人権に関する施設をのせて頂きたい。今回その様な施設が有る事をアンケートの中で知りました。(女性・70歳代)」
「職場のハラスメントで退職せざるを得なくなった。そのせいで体調不良に陥った。職場では弱い立場の者が声を上げても解決出来ない為もっと公的機関を利用しやすくする制度を作ってほしい。(女性・40歳代)」

また、今回の調査からインターネット上の人権侵害経験が広がっていること、SNS等を通した情報に接することの危険性が浮かび上がってきた。「多文化共生」をめぐる意識の変化

などはその現れであると思われる。ここで求められるのは、SNS等で流布される情報の的確な把握と、それを踏まえたうえでの行政や当事者団体等による誤解を打ち消すための情報発信であろう。市単独での実施が困難であれば、他自治体に呼び掛けての取組を考えるべきではないだろうか。

「小・中・高では年齢に応じた指導が必要だと思います。知らない事が一番こわい！SNS、ネット社会にふさわしい指導の検討、構築も不可決だと思います。大人に対する意識改革は難しいかと思いますが細やかな啓発が大切だと思います。（女性・60歳代）」

教育についても多くのコメントが寄せられた。「同和問題（部落差別）についての学習は不要」だとするものもあるが、「知らない」なかで近親者やネット等から差別を助長する情報にさらされる危険性が高まっており、教育の意義は大きなものである。他の様々な人権課題、差別問題が学校教育で学ばれていることが今回の調査でも確認されたが、さらなる充実が求められる。その際、多様なテーマを短時間取り上げるのではなく、特定のテーマを深く学ぶなかで他の課題への関心や受け止め方を身に付けるというという方向の検討が必要であることを提起したい。

「（私自身の）小学校低学年の頃に受けた“同和問題”の授業については今だに差別意識の指針となっていることを考えると子供の頃からのそういった教育・取り組みは大切だと思う。（女性・60歳代）」

○多様な声に耳を傾ける

「婚姻関係を築けるのは、男女のみで、本当に一緒に居たい人と時間・生活を共有できないのだと感じた経験がある。」「同性婚を早く認めてほしい。誰もが、好きな人と時間・生活・人生を共に歩める社会の実現を市政に求めます。（女性・40歳代）」

これは、一人の女性が問20と末尾の自由記述欄に記した言葉である。私たちのすぐ近くに、日々の生活のなかで辛い思い、生きづらさを抱えた人が確かにいることがわかる。「義務を果たさず、勝手な権利の主張をする」という認識はまったく当たらない。

総括の文章を通して、多くの女性が直面する困難、経済的な困窮や職場、学校、家族内でのいじめ、嫌がらせ、理不尽な経験が重ねられていることが明らかになった。多数派と自認する人たちにも人権侵害を実際に受けている人がおり、すべての人にその可能性があることも。さらに、堺市内で、そして日本全国の弁当製造の現場や大小の工場、農場や港で働いている外国にルーツのある人たちの声を聞く機会があれば、そこにどんな悩みや辛い経験が語られるだろうか。

繰り返しになるが、ダイバーシティという言葉は、多様な人々が同じ部屋にいて同じテーブルを囲み、それぞれが認め合い尊重し合う、人間らしい暮らしが実現できている状態を指す。その実現のために、多様な声に耳を傾けることが出発点として重要だろう。

2　市民意識調査結果から見る同和問題（部落差別）意識の現状と課題

関西大学　社会学部　社会学専攻
教授　内田　龍史

はじめに

近年、情報化の進展に伴い、被差別部落に対する偏見情報の流通や、どこが被差別部落であるか、誰が被差別部落出身者であるのかといったいわゆる「身元暴き」が横行するなど、インターネット上での部落差別・人権侵害が無視できない状況に至っている。そうした情報化社会のおける部落差別に対応するために、2016年に部落差別解消推進法が制定され、あらためて部落差別の存在を認識したうえで、部落差別は許されないことであり、部落差別解消の必要性に対する国民一人一人の理解が必要であること、国及び地方公共団体の責務が明確にされ、部落差別に対する相談活動の充実や、教育啓発、さらには差別の実態把握のための調査を実施することが法に明記された。

本稿においてもこうした法の趣旨にもとづき、同和問題（部落差別）に関する項目（問８～18・問33・34）を用いて堺市民の意識や経験を把握したうえで分析を行う。ここでの分析に用いる主な項目は、①同和問題（部落差別）や同和地区（被差別部落）を知った経緯（問８）、②学校での同和教育経験（問33・34）、③学校での同和教育についての考え（問18）、④部落差別の現状認識（問９）、⑤同和問題（部落差別）についての考え方（問10・17）、⑥差別的な言動などを見聞きした経験（問15）と反応（問16）、⑦身近に同和地区（被差別部落）出身者がいるかどうか（問７）、⑧同和地区（被差別部落）・同和地区（被差別部落）出身者に対する意識・態度（問11・問12・問13）である。

なお、本稿の執筆にあたっては、他市において部落差別認識や経験を分析した内田（2025）を参照した。

１．同和問題（部落差別）や同和地区（被差別部落）を知った経緯（問８）

同和問題（部落差別）や同和地区（被差別部落）を知った経緯については、「学校で教わった」が39.9%で最も多い（図表3-1）。この数値は前回調査の28.6%と比較して10ポイント以上上昇しており（図表3-1-2）、学校という公的経路で同和問題（部落差別）を認知する傾向がより強くなっていることがわかる。

また、「同和問題（部落差別）を知らない」とする割合は4.8%であり、前回（2020年）調査の7.0%と比較してやや低下している。前回調査と比較して「無回答」の割合が低下している（15.1%→10.6%）ことも考慮に入れなければならないが、年齢階層別（図表3-1-1）に見ると、30歳代以下で14%程度と他の年齢階層と比較してその割合が高いものの、前回調査では20歳代で31.1%、20歳未満で24.4%であったことと比較すれば、若年層において認知率は上昇していると言えるだろう。

若年層で「知らない」割合が相対的に高い背景には、学校での同和教育経験のちがいが影響を与えていると考えられる（図表3-1-1）。同和問題（部落差別）や同和地区（被差別部落）を知った経緯として「学校で教わった」割合のピークは40～50歳代で6割前後である

が、20～30歳代では4割台となっている。ただし、20歳未満では72.1％と全年齢階層において最も割合が高い。2016年に部落差別解消推進法が制定され、あらためて同和問題（部落差別）に関する教育が促されたことの成果が最若年層にあらわれているのかもしれない。

２．学校での同和教育経験（問33・34）

これら学校教育の影響を確認するために、学校での同和教育経験を確認しておきたい。本調査では、問33で学校で人権について学んだ経験、問34で学んだ経験がある人にその分野をたずねている。

まず、学校で人権について学んだ経験（図表11-1）については、「小学校で学んだ」が48.3％で最も割合が高く、次いで「中学校で学んだ」が39.1％などとなっている。「はっきり覚えていない」が27.5％、「学校で学んだ経験はない」は7.9％となっている。年齢階層別（図表11-1-1）に見ると、20歳未満は小学校・中学校・高校で学んだ割合が顕著に高い。「はっきり覚えていない」「学校で学んだ経験はない」とするのは70歳代以上で相対的に割合が高い。

学校で学んだ経験がある人にはその分野をたずねている(図表11-2)が、最も割合が高いのは「同和問題（部落差別)」で82.9％にのぼる。年齢階層別（図表11-2-1）に見ると、そのピークは60歳代であり、94.4％にのぼる。他方でその割合は20歳代では58.0％と30ポイント以上低下する。20歳未満ではその割合は上昇し、70.7％となっている。ここからも、2016年に部落差別解消推進法が制定され、あらためて同和問題（部落差別）に関する教育が促されたことの成果が出ていることが示唆される。

続いてこれらから、学校で同和問題（部落差別）を学んだ人と学んでいない人の数・割合を算出した。具体的には、問33で「はっきりと覚えていない」「学校で学んだ経験はない」と回答した人を「学校で人権について学んだ経験はない・はっきりとおぼえていない」、「小学校で学んだ」「中学校で学んだ」「高校・高等専修学校で学んだ」「短大・大学・専門学校（それ以上の学校も含む）で学んだ」とする人のうち、問34で「同和問題（部落差別)」を選択していない人を「学校で人権について学んだが同和問題(部落差別)は学んでいない」、「小学校で学んだ」「中学校で学んだ」「高校・高等専修学校で学んだ」「短大・大学・専門学校（それ以上の学校も含む）で学んだ」とする人のうち、問34で、「同和問題（部落差別)」を選択した人を「学校で同和問題（部落差別）を学んだ」とした。

「無回答・不明」を除き、それらを年齢階層別に見たものが表１である。結果、52.7％が「学校で同和問題（部落差別）を学んだ」としており、そのピークは50歳代で74.4％となっている。20歳未満では67.4％と相対的に割合が高いが、50歳代から20歳代にかけてその割合は低下しており、20歳代では44.7％となっている。ここでも20歳未満で「学校で同和問題（部落差別）を学んだ」割合が20～30歳代と比較して高くなっていることがわかる。

表１　学校での同和問題（部落差別）学習経験（$\chi 2=461.820$、$p<0.001$）

		学校で人権について学んだ経験はない・はっきりと覚えていない	学校で人権について学んだが同和問題（部落差別）は学んでいない	学校で同和問題（部落差別）を学んだ	合　計
20歳未満	人数	2	12	29	43
	%	4.7%	27.9%	67.4%	100.0%
20歳代	人数	26	37	51	114
	%	22.8%	32.5%	44.7%	100.0%
30歳代	人数	29	35	75	139
	%	20.9%	25.2%	54.0%	100.0%
40歳代	人数	35	19	130	184
	%	19.0%	10.3%	70.7%	100.0%
50歳代	人数	52	16	198	266
	%	19.5%	6.0%	74.4%	100.0%
60歳代	人数	67	9	151	227
	%	29.5%	4.0%	66.5%	100.0%
70歳代	人数	178	12	66	256
	%	69.5%	4.7%	25.8%	100.0%
80歳以上	人数	115	4	22	141
	%	81.6%	2.8%	15.6%	100.0%
合　計	人数	504	144	722	1,370
	%	36.8%	10.5%	52.7%	100.0%

３．学校での同和教育についての考え（問18）

学校での同和教育についての考えは、「様々な差別をなくす教育につながるのでよいことだと思う」が33.0%で最も割合が高く（図表3-11）、2015年調査と比較して10ポイント程度上昇している。続いて割合が高いのは「人権意識を高めるうえでもよいことだと思う」が28.4%であり、こちらも過去の調査と比較して上昇傾向にある。逆に割合が低下しているのは「同和問題（部落差別）の学習がどんな学習か、よく知らない」であり、2015年には26.5%であったものが、本調査では17.0%と減少傾向にある。同和教育を受けた経験がない人は高齢者で割合が高い傾向があることから、世代交代するに従って同和教育を受けた経験者が多くなったことの反映であろう。

表２は、学校での同和問題（部落差別）学習経験とその評価との関係を見たものである。学習経験がある層では「様々な差別をなくす教育につながるのでよいことだと思う」が39.3%、「人権意識を高めるうえでもよいことだと思う」が34.8%と、肯定的な評価がおよそ４分の３、否定的な評価は１割台にとどまる。

表２　学校での同和問題（部落差別）学習経験とその評価（χ^2=151.208、p<0.001）

		人権意識を高めるうえでもよいことだと思う	同和問題（部落差別）を学習する必要はないと思う	様々な差別をなくす教育につながるのでよいことだと思う	同和問題（部落差別）より国語や算数などの教科の指導に力を入れる方がよいと思う	同和問題（部落差別）の学習がどんな学習か、よく知らない	その他	合計
学校で人権について学んだ経験はない・はっきりと覚えていない	人数	113	53	134	14	158	12	484
	%	23.3%	11.0%	27.7%	2.9%	32.6%	2.5%	100.0%
学校で人権について学んだが同和問題（部落差別）は学んでいない	人数	41	8	49	7	29	9	143
	%	28.7%	5.6%	34.3%	4.9%	20.3%	6.3%	100.0%
学校で同和問題（部落差別）を学んだ	人数	246	77	278	21	45	40	707
	%	34.8%	10.9%	39.3%	3.0%	6.4%	5.7%	100.0%
合計	人数	400	138	461	42	232	61	1,334
	%	30.0%	10.3%	34.6%	3.1%	17.4%	4.6%	100.0%

４．部落差別の現状認識（問９）

問９では、①就職、②結婚、③引っ越しや住宅の購入、④インターネット上、⑤日頃のつき合い、これらにおける部落差別があると思うかどうかについてたずねている（図表3-2)。

「明らかな差別がある」「どちらかといえば差別がある」をあわせた“差別がある”とする割合の高いものから、「結婚」(34.8%)、「引っ越しや住宅の購入」(27.7%)、「インターネット上」(25.6%)、「就職」(20.3%)、「日頃のつき合い」(12.0%）の順となっている。前回調査と比較すると「引っ越しや住宅の購入」(図表3-2-6）において“差別がある”とする割合が10ポイント近く上昇する一方で、「結婚」(図表3-2-4）に関しては前々回調査と比較すると10ポイント以上低下している。また、「インターネット上」においても7ポイント以上上昇している。

年齢階層別に見ると、“差別がある”と回答した割合は「引っ越しや住宅の購入」では30～50歳代で高い（図表3-2-5)。前回調査での阿久澤の分析でも言及されているように、「住宅を購入しローンを負担することの多い世代が、住宅の購入の際に同和地区(被差別部落)の土地を避けるという形で起こる差別に対して、より敏感に反応している」(阿久澤, 2021:190)のかもしれず、更にその反応が強くなっていると言えるだろう。また、「インターネット上」では20～60歳代で割合が高く、20歳未満と70歳以上とでその割合は低い（図表3-2-7)。70歳以上はインターネット利用率が低い傾向が、20歳未満は経験の浅さからそのような傾向が見られるのかもしれない。

５．同和問題（部落差別）についての考え（問10・17）

同和問題(部落差別)については問10、問17でそれらに対する認識・意見を問うている。

（１）同和問題（部落差別）についての意見（問10）

問10では、同和問題（部落差別）についての意見を問うている（図表3-3)。

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”の割合は「キ．インターネット上に同和地区（被差別部落）の所在地を載せることは部落差別を助長する深刻な問題行為だ」が56.8%で最も高く、過半数が問題だと認識している。次いで「エ．部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題の解決にもプラスになる」が48.0%、「ウ．今まで差別されてきた同和地区（被差別部落）出身者のくやしさを思えば、差別について厳しく追求するのも理解できる」が39.6%などとなっている。他方で「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”割合は「イ．同和地区（被差別部落）出身者と深く関わることにはためらいを感じる」が54.1%で最も高い。“そう思う” “そう思わない”の割合が拮抗しているのは、「ア．部落差別はいけないことだが、自分とは関係のない話である」や「カ．同和地区（被差別部落）出身者は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎる」である。とはいえ、「カ．同和地区（被差別部落）出身者は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎる」はおよそ4分の1程度が“そう思う”と回答しているのであり、マイナスイメージが一定程度共有されている。

経年変化で特徴的なのは、2015年調査と比較して「イ．同和地区（被差別部落）出身者と深く関わることにはためらいを感じる」に“そう思う”が9.4ポイント低下、逆に“そう思わない”が12.6ポイント上昇している（図表3-3-4）ほか、おおむね40歳代以下の若年層ほど“そう思わない”割合が高くなっているおり（図表3-3-3）、同和地区（被差別部落）出身者と深く関わることへの抵抗は和らいでいると言えよう。また、「カ．同和地区（被差別部落）出身者は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎる」への“そう思う”も16.2ポイント低下しており（図表3-3-11）、「どちらともいえない」が13.2ポイント上昇している（図表3-3-11）ことから、同和地区（被差別部落出身者）への一面的な見方も解消されつつある。

表3は、これらの項目について年齢階層別ならびに意識間の順位相関係数を示している。統計的に有意な差が見られた年齢階層別の結果に着目すると、年齢が高くなるほど「イ．同和地区（被差別部落）出身者と深く関わることにはためらいを感じる」(-0.117)、「キ．インターネット上に同和地区（被差別部落）の所在地を載せることは部落差別を助長する深刻な問題行為だ」(-0.116）に賛成する傾向が見られる。

なお、意識間の関係についてその結びつきが強かったものとしては、ウとエ（0.498)、エとキ（0.356)、エとオ（0.313）などがある。

表3　年齢階層別ならびに同和問題（部落差別）についての意見間の順位相関係数

		ア. 部落差別はいけないことだが、自分とは関係のない話である	イ. 同和地区（被差別部落）出身者と深く関わることにはためらいを感じる	ウ. 今まで差別されてきた同和地区（被差別部落）出身者のくやしさを思えば、差別について厳しく追求するのも理解できる	エ. 部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題の解決にもプラスになる	オ. 同和地区（被差別部落）出身者は、差別されるくやしさを知っているだけに、差別に敏感な人が多い	カ. 同和地区（被差別部落）出身者は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎる	キ. インターネット上に同和地区（被差別部落）の所在地を載せることは部落差別を助長する深刻な問題行為だ
問38　年齢	係数	.069*	−.117**	.062*	−0.008	.065*	−0.041	−.116**
	人数	1,393	1,388	1,380	1,377	1,369	1,374	1,376
ア	係数		.234**	−0.021	−.091**	0.051	.217**	−0.022
	人数		1,404	1,395	1,391	1,383	1,389	1,391
イ	係数			−0.002	−.130**	.130**	.284**	−.083**
	人数			1,394	1,390	1,382	1,386	1,387
ウ	係数				.498**	.275**	−.159**	.256**
	人数				1,384	1,379	1,384	1,384
エ	係数					.313**	−.087**	.356**
	人数					1,377	1,380	1,380
オ	係数						.240**	.258**
	人数						1,380	1,377
カ	係数							0.05
	人数							1,384

**. 相関係数は 1% 水準で有意（両側）以下同。
*. 相関係数は 5% 水準で有意（両側）以下同。
※順位相関係数の算出にあたり、調査票に記載されている数値をそのまま用いた。以下、注記がない限り同様。

（2）同和問題（部落差別）をなくす方法（問17）

問17では、同和問題（部落差別）をなくす方法を問うている（図表3-10）。

「ア.「差別、差別」と騒がないで、そっとしておけば、自然に差別はなくなる」をのぞけばいずれの項目においても「どちらともいえない」と判断を保留する割合が最も高いことの注意が必要である。

その上で、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”の割合は、「ウ．私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につければ差別はなくなる」（46.8%）が最も高く、次いで「ク．私たちが差別の解消に向けて、行動を起こすことが重要である」(46.5%)、「キ．同和地区（被差別部落）と周辺の地域の人々が交流を深め、差別のない社会をめざして協働することで差別はなくなる」(43.9%)など、差別をなくすための行動・協働などを支持する割合が相対的に高い。他方でその対極として、「ア.「差別、差別」と騒がないで、そっとしておけば、自然に差別はなくなる」(42.4%)が４割台となっているほか、「イ．同和問題（部落差別）はすでに深刻な問題ではない」（35.6%）も3分の1強を占める。

経年変化で特徴的なのは、2015年調査と比較して「ア.「差別、差別」と騒がないで、そっとしておけば、自然に差別はなくなる」といった「寝た子を起こすな論」に“そう思う”が18.4ポイント低下しており（図表3-10-2)、おおむね若年層ほど反対派の割合が高くなっていること（図表3-10-1)、「オ．同和地区（被差別部落）出身者が分散して住むようにすれば差別はなくなる」といった「部落分散論」に“そう思う”も8.2ポイント低下しており（図表3-10-8)、とくに20歳代以下の若年層でその割合が低くなっている（図表3-10-7)。

これらはいわば被差別部落出身者にその同和問題の解決・部落差別の解消責任を求めるものであるから、これらに賛成する割合の低下は望ましい傾向であると言えよう。ただし、

「キ．同和地区（被差別部落）と周辺の地域の人々が交流を深め、差別のない社会をめざして協働することで差別はなくなる」で“そう思う”が12.0ポイント低下していることも注目に値する（図表3-10-11）。

表4は、これらの項目について年齢階層別ならびに意識間の順位相関係数を示している。統計的に有意な差が見られた年齢階層別の結果に着目すると、年齢が高くなるほど「ア．「差別、差別」と騒がないで、そっとしておけば、自然に差別はなくなる」(-0.186)、「イ．同和問題（部落差別）はすでに深刻な問題ではない」(-0.127）などに賛成する傾向が見られる。

表4　年齢階層別ならびに同和問題（部落差別）をなくす方法間の順位相関係数

		ア.「差別、差別」と騒がないで、そっとしておけば、自然に差別はなくなる	イ.同和問題(部落差別)はすでに深刻な問題ではない	ウ.私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につければ差別はなくなる	エ.同和地区(被差別部落)出身者が、自らの状況をよくするよう努力しなければ、差別はなくならない	オ.同和地区(被差別部落)出身者が分散して住むようにすれば差別はなくなる	カ.同和地区(被差別部落)出身者は、「差別がある」と声高に主張しすぎだと思う	キ．同和地区（被差別部落）と周辺の地域の人々が交流を深め、差別のない社会をめざして協働することで差別はなくなる	ク.私たちが差別の解消に向けて、行動を起こすことが重要である
問38　年齢	係数	-.186**	-.127**	-.075**	-.058*	-0.039	-0.051	-.057*	0.044
	人数	1,377	1,375	1,371	1,367	1,366	1,361	1,371	1,369
ア	係数		.545**	0.036	.158**	.318**	.412**	.126**	-.213**
	人数		1,386	1,382	1,378	1,375	1,372	1,380	1,381
イ	係数			.062*	.126**	.271**	.356**	.079**	-.211**
	人数			1,382	1,380	1,376	1,374	1,381	1,380
ウ	係数				.086**	0.027	-0.05	.401**	.391**
	人数				1,376	1,374	1,370	1,378	1,377
エ	係数					.339**	.363**	.135**	0.006
	人数					1,376	1,373	1,379	1,378
オ	係数						.396**	.121**	-.112**
	人数						1,370	1,377	1,377
カ	係数							.056*	-.153**
	人数							1,374	1,374
キ	係数								.406**
	人数								1,382

なお、意識間の関係についてその結びつきがとくに強かったものとしては、アとイ(0.545)、アとカ（0.412)、キとク（0.406)、ウとキ（0.401）などがある。

６．差別的な言動などを見聞きした経験（問15・27）と反応（問16）

過去５年以内に同和地区（被差別部落）の人々への差別的な言動や落書きを見聞きした経験について、「見聞きしたことがある」が4.2%、「見聞きしたことはない」が94.1%となっている（図表3-8)。2020年調査においても「見聞きしたことがある」は5.6%であり、ほとんど変化はない。ただし、年齢階層別に見ると、「見聞きしたことがある」の割合は30歳代が7.2%で最も高く、次いで20歳代が7.0%など、20～30代で相対的に高い（図表3-8-1)。

同和地区（被差別部落）の人々への差別を見聞きした時の反応については、「差別とわかったが、気にせずそのままにした」が45.0%で最も多く、次いで「差別と気づき、何かしなければならないと思ったが、何もできなかった」が33.3%、「差別と気づき、指摘した」が13.3%となっている（図表3-9)。

なお、問27では「同和地区（被差別部落）や同和地区（被差別部落）出身者に関するこ

と」でのインターネット上で誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みを見たことがあるかどうかをたずねている（図表9-2）が、ここで「見たことがある」のは11.1%であった。なお、年齢階層別で統計的に有意な差は見られなかった。

ちなみに、過去５年以内に同和地区（被差別部落）の人々への差別的な言動や落書きを見聞きした経験「見聞きしたことがある」60人のうち、50.0%にあたる30人がインターネット上でそれらを見たと回答していた。

７．身近に同和地区（被差別部落）出身者がいるかどうか（問７）

身近に同和地区（被差別部落）出身者がいるかどうか（図表2-4）については、「いない、わからない」が82.5%、「知人にいる」が10.1%、「親しい友人にいる」が2.5%、「家族や親類にいる」が1.4%、「自分自身がそうである」が0.6%であった。年齢階層別（図表2-4-1）に見ると、「いない、わからない」とする割合は、30歳以下で9割程度と若年層でその割合が高くなっている。逆に「知人にいる」は60歳代で15.0%、「70歳代」が12.9%など、高齢層で相対的に割合が高い。

８．同和地区（被差別部落）・同和地区（被差別部落）出身者に対する態度（問11～13）

ここでは、結婚（問11）、日頃のつき合い（問12）、住宅の購入・賃貸（問13）の際に、同和地区（被差別部落）・同和地区（被差別部落）出身者に対してどのような態度をとるのかを明らかにする。

（１）同和地区（被差別部落）・同和地区（被差別部落）出身者に対する意識・態度−結婚（問11-1）

同和地区（被差別部落）出身者との結婚（図表3-4）について、「①あなたは親として、どのような態度をとると思いますか」の質問に対し、“賛成派”（「迷いながらも、結局は賛成する」と「賛成する」をあわせた割合）が45.3%、“反対派”（「反対する」と「迷いながらも、結局は反対する」をあわせた割合）が15.1%と、“賛成派”が“反対派”の割合を30.2ポイント上回っている。

過去の調査と比較すると、“反対派”の割合は2015年には20.4%だったことから低下傾向に、“賛成派”の割合は2015年には39.5%だったことから上昇傾向にある（図表3-4-2）。

年齢階層別に見ると、20歳未満は「賛成する」が46.5%にのぼり、“賛成派”が65.1%と最も高く、次いで30歳代の“賛成派”が56.1%となっている。一方、“反対派”は80歳以上が22.5%で最も高くなっている（図表3-4-1）。

（２）同和地区（被差別部落）・同和地区（被差別部落）出身者に対する意識・態度−日頃から親しくつき合っている人が同和地区（被差別部落）出身者であった場合（問12）

日頃から親しくつき合っている人が同和地区（被差別部落）出身者とわかった場合の接し方（図表3-5）は、「これまでと同じように親しくつき合う」が72.2%で最も多く、次いで「表面的にはつき合うが、できるだけつき合いは控える」が8.6%となっている。一方、「わからない」が17.6%となっている。こちらは過去の調査と比較しても、大きな変化は見られない（図表3-5-2）。

年齢階層別でみると、「これまでと同じように親しくつき合う」の割合は30歳代が82.7%で最も高く、それ以降の年代では低下傾向にあり、80歳以上が60.0%で最も低くなっている。「表面的にはつき合うが、できるだけつき合いは控える」の割合は60歳代と80歳以上で1割台と他の年代に比べ高くなっている（図表3-5-1）。

（3）同和地区（被差別部落）・同和地区（被差別部落）出身者に対する意識・態度−住宅の購入・賃貸（問13）

同和地区（被差別部落）内で住宅を購入、賃貸すること（図表3-6）について、「同和地区（被差別部落）や同じ小中学校区にある物件は避けると思う」が28.7%で最も多く、次いで「いずれにあってもこだわらないと思う」が26.4%、「同和地区（被差別部落）である物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う」が11.3%となっている。一方で、「わからない」が32.0%となっている。居住忌避的態度をとる割合は過半数を占めており、全体として同和地区という場所に対する忌避意識は強いと言わざるを得ない。

過去の調査と比較すると、「いずれにあってもこだわらないと思う」の割合は増加傾向にあり、2015年調査より4.4ポイント高くなっている（図表3-6-2）。ただし、2020年調査と比較して「わからない」が7.5ポイント低下し、その分「同和地区（被差別部落）や同じ小中学校区にある物件は避けると思う」は前回調査の23.9%から5ポイント程度上昇しており、忌避意識が強まっているとも言える。

年齢階層別でみると、20歳未満、20歳代では「いずれにあってもこだわらないと思う」が最も多く、30～60歳代では「同和地区（被差別部落）や同じ小中学校区にある物件は避けると思う」が最も多くなっており、とくに40歳代の忌避意識の高さが目立つ（図表3-6-1）。

なお、同和地区（被差別部落）内で住宅を購入、賃貸する際に同和地区（被差別部落）を避けると回答した人にその理由（図表3-7）をたずねると、「転居の際、土地等の売却が困難であったり、安価で処分せざるを得ないと思うから」が44.5%で最も多く、次いで「こわいイメージがあるから」が35.1%、「自分も同和地区（被差別部落）出身者と思われるから」が29.0%、「周りの人から避けた方がよいと言われるから」が27.7%となっている。「転居の際、土地等の売却が困難であったり、安価で処分せざるを得ないと思うから」は今回の調査で新たに加えた項目であるが、資産価値が低いというイメージが、忌避の大きな要因になっていることがわかる。

過去の調査と比較可能な項目においては、「周りの人から避けた方がよいと言われるから」の割合は減少傾向にあり、2015年調査と比べて4.7ポイント低くなっており、逆に「自分も同和地区（被差別部落）出身者と思われるから」は3.6ポイント上昇している（図表3-7-2）。

年齢階層別（図表3-7-1）では、80歳以上と20歳未満では「自分も同和地区（被差別部落）出身者と思われるから」が、20～70歳代は「転居の際、土地等の売却が困難であったり、安価で処分せざるを得ないと思うから」が最も割合が高い。また、20歳未満を除けば若年になるほど「こどもの教育上、学力などで問題があると思うから」の割合が高くなり、60歳代以下で「こわいイメージがあるから」の割合が相対的に高い。

９．同和問題（部落差別）に関する意識・経験と忌避的態度に関する分析

ここでは、ここまでに確認してきた様々な同和問題（部落差別）に関する意識・経験と、結婚・居住に関する忌避的態度との関係についての分析を行う。

（１）同和問題（部落差別）に関する意識・経験と忌避的態度

表5は、結婚忌避（問11①）・居住忌避（問13）と同和問題（部落差別）についての意見（問10）との順位相関係数を示している。

表5　結婚忌避・居住忌避と同和問題（部落差別）についての意見間の順位相関係数

		問13　同和地区（被差別部落）にある物件の印象	ア．部落差別はいけないことだが、自分とは関係のない話である	イ．同和地区（被差別部落）出身者と深く関わることにはためらいを感じる	ウ．今まで差別されてきた同和地区（被差別部落）出身者のくやしさを思えば、差別について厳しく追求するのも理解できる	エ．部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題の解決にもプラスになる	オ．同和地区（被差別部落）出身者は、差別されるくやしさを知っているだけに、差別に敏感な人が多い	カ．同和地区（被差別部落）出身者は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎる	キ．インターネット上に同和地区（被差別部落）の所在地を載せることは部落差別を助長する深刻な問題行為だ
問11①	係数	.397**	.136**	.456**	−.091**	−.164**	0.003	.199**	−.100**
	人数	1,409	1,402	1,396	1,388	1,385	1,376	1,381	1,383
問13	係数		.184**	.402**	−0.002	−0.045	.126**	.236**	−0.017
	人数		1,395	1,389	1,382	1,381	1,370	1,375	1,377

※問11①に関しては、「反対する」=1、「迷いながらも、結局は反対する」=2、「わからない」=3、「迷いながらも、結局は賛成する」=4、「賛成する」=5として算出した。以下同。

※問13に関しては、「同和地区（被差別部落）や同じ小中学校区にある物件は避けると思う」=1、「同和地区（被差別部落）である物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う」=2、「わからない」=3、「いずれにあってもこだわらないと思う」=4として算出した。以下同。

まず、結婚忌避と居住忌避の間には0.397と統計的に有意な正の相関がある。結婚に反対する人ほど同和地区（被差別部落）を避ける、あるいは同和地区（被差別部落）を避ける人ほど結婚に反対する傾向が見られる。

それぞれの意見間の関係では、「イ．同和地区（被差別部落）出身者と深く関わることにはためらいを感じる」人ほど忌避的態度を取る傾向がある（結婚0.456、居住0.402）ほか、「カ．同和地区（被差別部落）出身者は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎる」（結婚0.199、居住0.236）、「ア．部落差別はいけないことだが、自分とは関係のない話である」（結婚0.136、居住0.184）に賛成する人ほど忌避的態度をとる傾向がある。

他方で結婚忌避と居住忌避で違いが見られるものとして、結婚忌避のみで統計的に有意な相関が見られるものは、相関係数が高いものから「エ．部落差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題の解決にもプラスになる」（-0.164）、「キ．インターネット上に同和地区（被差別部落）の所在地を載せることは部落差別を助長する深刻な問題行為だ」（-0.100）、「ウ．今まで差別されてきた同和地区（被差別部落）出身者のくやしさを思えば、差別について厳しく追求するのも理解できる」（-0.091）である。いずれもそのように認識しているほど、忌避的態度をとらない傾向がある。他方で居住忌避のみで統計的に有意な相関が見られるものは、「オ．同和地区（被差別部落）出身者は、差別されるくやしさを知っているだけに、差別に敏感な人が多い」（0.126）である。こちらも、そのように認

識しているほど、忌避的態度をとらない傾向がある。いずれにせよ、同和地区（被差別部落）に対する否定的な意識・認識が、結婚忌避・居住忌避の要因となっていることが示唆される。

表６は、結婚忌避（問11①）・居住忌避（問13）と同和問題（部落差別）をなくす方法(問17)との順位相関係数を示している。

表６　結婚忌避・居住忌避と同和問題（部落差別）をなくす方法間の順位相関係数

		ア.「差別、差別」と騒がないで、そっとしておけば、自然に差別はなくなる	イ.同和問題(部落差別)はすでに深刻な問題ではない	ウ.私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につければ差別はなくなる	エ.同和地区(被差別部落)出身者が、自らの状況をよくするよう努力しなければ、差別はなくならない	オ.同和地区(被差別部落)出身者が分散して住むようにすれば差別はなくなる	カ.同和地区(被差別部落)出身者は、「差別がある」と声高に主張しすぎだと思う	キ.同和地区(被差別部落)と周辺の地域の人々が交流を深め、差別のない社会をめざして協働することで差別はなくなる	ク.私たちが差別の解消に向けて、行動を起こすことが重要である
問11①	係数	.061*	-0.008	-.159**	.184**	.125**	.164**	-.157**	-.183**
	人数	1,387	1,383	1,379	1,376	1,373	1,371	1,378	1,378
問13	係数	0.029	0.004	-.088**	.199**	.182**	.188**	-.137**	-.092**
	人数	1,380	1,376	1,372	1,369	1,368	1,364	1,371	1,371

結婚忌避との相関係数が高いものとして、正の相関がみられるのは「エ．同和地区（被差別部落）出身者が、自らの状況をよくするよう努力しなければ、差別はなくならない」（0.184)、「カ．同和地区（被差別部落）出身者は、「差別がある」と声高に主張しすぎだと思う」(0.164)、「オ．同和地区（被差別部落）出身者が分散して住むようにすれば差別はなくなる」(0.125）などであり、他方で負の相関がみられるのは、「ク．私たちが差別の解消に向けて、行動を起こすことが重要である」(-0.183)、「ウ．私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につければ差別はなくなる」(-0.159)、「キ．同和地区（被差別部落）と周辺の地域の人々が交流を深め、差別のない社会をめざして協働することで差別はなくなる」(-0.157）である。おおむね、同和地区（被差別部落）出身者にその解決を求める意識が結婚忌避と結びついており、逆に私たちの課題であるとの受け止めが忌避しない態度と結びついていることがわかる。

居住忌避との相関係数が高いものとして、正の相関がみられるのは「エ．同和地区（被差別部落）出身者が、自らの状況をよくするよう努力しなければ、差別はなくならない」（0.199)、「カ．同和地区（被差別部落）出身者は、「差別がある」と声高に主張しすぎだと思う」(0.188)、「オ．同和地区（被差別部落）出身者が分散して住むようにすれば差別はなくなる」(0.182）であり、他方で負の相関がみられるのは、「キ．同和地区（被差別部落）と周辺の地域の人々が交流を深め、差別のない社会をめざして協働することで差別はなくなる」(-0.137)、「ク．私たちが差別の解消に向けて、行動を起こすことが重要である」（-0.092)、「ウ．私たちが、もっと人権意識にめざめ、差別を許さない態度と行動力を身につければ差別はなくなる」(-0.088）である。こちらも結婚忌避とおおむね同様の傾向が見られる。

（２）部落差別認識と忌避的態度

これら忌避的態度に影響を与える要因として、部落差別認識（問９）がある。部落差別があると考える層ほど、自身が被差別部落出身者とみなされて差別されることを恐れ、被差別部落出身者・被差別部落を避けると考えられるからである。

表７は、結婚差別認識（問９イ）と結婚忌避的態度（問11①）のクロス集計表である。「明らかに差別がある」「差別がある」と認識する層で「反対する」「迷いながらも反対する」割合が高く、「差別はない」「ほとんど差別はない」と認識する層で「賛成する」「迷いながらも賛成する」割合が高い。

表７　結婚差別認識と結婚忌避（χ^2=148.572、p<0.001）

		反対する	迷いながらも、結局は反対する	わからない	迷いながらも、賛成する	賛成する	合計
差別はない	人数	4	5	26	13	26	74
	%	5.4%	6.8%	35.1%	17.6%	35.1%	100.0%
ほとんど差別はない	人数	10	15	74	75	68	242
	%	4.1%	6.2%	30.6%	31.0%	28.1%	100.0%
わからない	人数	25	30	299	110	129	593
	%	4.2%	5.1%	50.4%	18.5%	21.8%	100.0%
どちらかと言えば差別がある	人数	27	68	129	131	58	413
	%	6.5%	16.5%	31.2%	31.7%	14.0%	100.0%
明らかに差別がある	人数	13	18	19	20	15	85
	%	15.3%	21.2%	22.4%	23.5%	17.6%	100.0%
合計	人数	79	136	547	349	296	1,407
	%	5.6%	9.7%	38.9%	24.8%	21.0%	100.0%

表８は、引っ越しや住宅の購入の際の差別認識（問９ウ）と居住忌避（問13）のクロス集計表である。「明らかに差別がある」と認識する層で「同和地区（被差別部落）や同じ小中学校区にある物件は避けると思う」「同和地区（被差別部落）である物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う」割合が高く、「差別はない」「ほとんど差別はない」と認識する層で「いずれにあってもこだわらないと思う」割合が高い。

表８　引っ越しや住宅の購入の際の差別認識と居住忌避（χ^2=159.758、p<0.001）

		同和地区（被差別部落）や同じ小中学校区にある物件は避けると思う	同和地区（被差別部落）である物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う	わからない	いずれにあってもこだわらないと思う	合計
差別はない	人数	30	14	26	40	110
	%	27.3%	12.7%	23.6%	36.4%	100.0%
ほとんど差別はない	人数	58	29	62	83	232
	%	25.0%	12.5%	26.7%	35.8%	100.0%
わからない	人数	150	48	290	170	658
	%	22.8%	7.3%	44.1%	25.8%	100.0%
どちらかと言えば差別がある	人数	124	61	61	70	316
	%	39.2%	19.3%	19.3%	22.2%	100.0%
明らかに差別がある	人数	51	9	11	9	80
	%	63.8%	11.3%	13.8%	11.3%	100.0%
合計	人数	413	161	450	372	1,396
	%	29.6%	11.5%	32.2%	26.6%	100.0%

以上、部落差別があると考える層ほど、被差別部落出身者・被差別部落を避ける傾向が

あることを確認した。社会に現存する部落差別を克服するためには、部落差別の存在にまず気づく必要があるが、これらの傾向から、単に部落差別があるという認識だけでは、忌避的態度を強化してしまう可能性は否めない。部落差別の克服のためには、部落差別があると認識したうえでなお、結婚忌避・居住忌避をしない人々を増やしていく必要がある。

（３）忌避的態度の克服のために

部落差別克服の手がかりとして、本調査では教育経験や出会い体験などを問うている。それらは忌避的態度とどのような関係にあるのだろうか。

２．で確認したように、学校での同和問題（部落差別）に関する教育経験については年齢階層別に経験している割合に違いが見られることから、同和教育経験と忌避的態度については年齢をコントロールした偏相関係数を算出した。その結果が表９である。結婚忌避に関しては同和教育経験のある層で忌避しない傾向が見られたが、居住忌避に関しては統計的に有意な差は見られなかった。前回調査の分析においても啓発との接触度を例にとって、「土地に対する差別には、結婚（人）に対する差別とは違う論理が働くようである」（阿久澤，2021:202）との分析が行われているが、本調査においてもデータを見る限り、同和教育経験は居住忌避を解消する要因にはなっていないと言えよう。

表９　年齢をコントロールした同和教育経験と忌避的態度との偏相関係数

	問11①結婚忌避	問13居住忌避
偏相関係数	0.095**	-0.048
人数	1,357	1,348

※「経験あり」=1、「経験なし」=0とした。

続いて、問７では、「あなたやあなたの身近な人の中に、以下のような方はいますか。」として、「同和地区（被差別部落）出身者」があげられている。このうち「いる」「いない、わからない」にわけて結婚忌避・居住忌避とのクロス集計を行った結果が表10、11である。

結婚に関しては「いる」と回答した層で賛成派が17.5ポイント高く、「わからない」が15ポイント程度低い。居住に関しては、「いる」と回答した層で「いずれにあってもこだわらないと思う」が9.6ポイント高く「わからない」が12ポイント程度低い。他方で結婚・居住のいずれも忌避する割合はその有無によってさほどかわらないことから、同和地区（被差別部落）出身者との実際の具体的な出会いは、「わからない」と判断を保留する層を減らし、結婚に関しては積極的な賛成要因に、居住に関しては忌避しない要因になっているのではないかと推測される。

表10　身近な同和地区（被差別部落）出身者の有無と結婚忌避（χ^2=25.614、p<0.001）

		反対する	迷いながらも、結局は反対する	わからない	迷いながらも、賛成する	賛成する	合計
いる	人数	9	18	50	57	64	198
	%	4.5%	9.1%	25.3%	28.8%	32.3%	100.0%
いない、わからない	人数	68	116	480	284	230	1,178
	%	5.8%	9.8%	40.7%	24.1%	19.5%	100.0%
合計	人数	77	134	530	341	294	1,376
	%	5.6%	9.7%	38.5%	24.8%	21.4%	100.0%

表11　身近な同和地区（被差別部落）出身者の有無と居住忌避（χ^2=15.468、p<0.001）

		同和地区（被差別部落）や同じ小中学校区にある物件は避けると思う	同和地区（被差別部落）である物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う	わからない	いずれにあってもこだわらないと思う	合計
いる	人数	66	19	44	70	199
	%	33.2%	9.5%	22.1%	35.2%	100.0%
いない、わからない	人数	333	137	400	299	1,169
	%	28.5%	11.7%	34.2%	25.6%	100.0%
合計	人数	399	156	444	369	1,368
	%	29.2%	11.4%	32.5%	27.0%	100.0%

最後に、部落差別解消推進法の認知（問Ⅰ、図Ⅰ-Ⅰ）との関係を見てみよう。部落差別解消推進法の認知については「どんな内容か知っている」が13.2%、「内容は知らないが名称は聞いたことがある」が44.3%、「知らない」が40.8%であった。

表11は、部落差別解消推進法の認知と結婚忌避とのクロス集計表である。「どんな内容か知っている」層では賛成派が55%と過半数を占めるが、「内容は知らないが名称は聞いたことがある」層は5割に満たず、「知らない」層では4割強である。

表11　部落差別解消推進法認知と結婚忌避（χ^2=23.639、p<0.01）

		反対する	迷いながらも、結局は反対する	わからない	迷いながらも、賛成する	賛成する	合計
どんな内容か知っている	度数	6	22	57	48	56	189
	%	3.2%	11.6%	30.2%	25.4%	29.6%	100.0%
内容は知らないが名称は聞いたことがある	度数	35	60	237	175	126	633
	%	5.5%	9.5%	37.4%	27.6%	19.9%	100.0%
知らない	度数	37	48	254	125	117	581
	%	6.4%	8.3%	43.7%	21.5%	20.1%	100.0%
合計	度数	78	130	548	348	299	1,403
	%	5.6%	9.3%	39.1%	24.8%	21.3%	100.0%

表12は、部落差別解消推進法の認知と居住忌避とのクロス集計表である。「どんな内容か知っている」層では「いずれにあってもこだわらないと思う」が37.0%であり、「内容は知らないが名称は聞いたことがある」「知らない」層よりも10ポイント以上高くなっている。

表12 部落差別解消推進法認知と居住忌避（χ^2=14.295、p<0.05）

		同和地区（被差別部落）や同じ小中学校区にある物件は避けると思う	同和地区（被差別部落）である物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う	わからない	いずれにあってもこだわらないと思う	合計
どんな内容か知っている	度数	48	20	51	70	189
	%	25.4%	10.6%	27.0%	37.0%	100.0%
内容は知らないが名称は聞いたことがある	度数	178	77	204	170	629
	%	28.3%	12.2%	32.4%	27.0%	100.0%
知らない	度数	181	64	196	136	577
	%	31.4%	11.1%	34.0%	23.6%	100.0%
合計	度数	407	161	451	376	1,395
	%	29.2%	11.5%	32.3%	27.0%	100.0%

いずれにおいても、法律の認知が部落差別を許さない認識を高める可能性を示唆する結果となった。

10. 調査結果のまとめと今後の施策への提言

同和問題の解決、部落差別の撤廃のためには、まず同和問題や部落差別が何であるのかを認識する必要がある。前回調査で20～30歳代を中心とする若年層で同和問題(部落差別)を知らない割合が２～3割程度と相対的に高かったが、本調査ではその割合が低下している。2016年に部落差別解消推進法が制定され、あらためて同和問題（部落差別）に関する教育がうながされたことの成果が出ているのかもしれない。また、学校での同和教育についての考えは、学校での同和教育を受けた層でその肯定的な評価がされている。

部落差別の現状認識については、「明らかな差別がある」「どちらかといえば差別がある」をあわせた割合の高いものから、「結婚」（34.8%）、「引っ越しや住宅の購入」（27.7%）、「インターネット上」（25.6%）、「就職」（20.3%）、「日頃の付き合い」（12.0%）の順となっている。前回調査と比較すると「引っ越しや住宅の購入」において「差別がある」とする割合が10ポイント近く上昇する一方で、「結婚」に関しては前々回調査と比較すると10ポイント以上低下している。また、「インターネット上」においても7ポイント以上上昇している。近年の部落差別は、同和地区（被差別部落）という土地に対する忌避意識や、インターネット上の部落差別の拡散に焦点化されつつあると言えよう。年齢階層別に見ると、「差別がある」と回答した割合は「引っ越しや住宅の購入」では30～50歳代で高く、住宅の購入の際に同和地区（被差別部落）の土地を避けるという形で起こる差別に対して、これらの層がより敏感に反応している。

また、同和地区（被差別部落）・同和地区（被差別部落）出身者に対するマイナスイメージは解消傾向にあるものの、一定程度堺市民に共有されている現実がある。たとえば、「カ．同和地区（被差別部落）出身者は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎる」は、2015年調査と比較して“そう思う”の割合が16.2ポイント低下しており、同和地区（被差別部落出身者）への一面的な見方が解消されつつあるとはいえ、本調査においてもおよそ4分の1程度が“そう思う”と回答しているのであり、それらをより払拭することが求められよう。

さらに、2015年調査と比較して「ア.「差別、差別」と騒がないで、そっとしておけば、自然に差別はなくなる」といった「寝た子を起こすな論」に“そう思う”が18.4ポイント低下し、おおむね若年層ほど“そう思わない”の割合が高くなっていること、「オ．同和地区（被差別部落）出身者が分散して住むようにすれば差別はなくなる」といった「部落分散論」に“そう思う”も8.2ポイント低下しており、とくに20歳代以下の若年層でその割合が低くなっている。これらはいわば被差別部落出身者にその同和問題の解決・部落差別の解消責任を求めるものであるから、これらに賛成する割合の低下は望ましい傾向である。とはいえ、本調査においても「寝た子を起こすな論」は4割以上が、「部落分散論」についても4分の1程度が支持しており、全体としてそれらが多数派であるとはいえないものの、これら同和問題（部落差別）の解決に向けて否定的な意見をさらに、いかにして減らしていくのかも今後の課題である。

忌避的態度については子どもの結婚相手と同和地区（被差別部落）への居住に関して分

析を行った。まず、結婚忌避について、「①あなたは親として、どのような態度をとると思いますか」の質問に対し、“賛成派”（「迷いながらも、結局は賛成する」と「賛成する」をあわせた割合）が45.3%、“反対派”（「反対する」と「迷いながらも、結局は反対する」をあわせた割合）が15.1%と、“賛成派”が“反対派”の割合を30ポイント以上上回っている。また、過去の調査と比較して反対派の割合が低下、賛成派が上昇しており、これらも望ましい傾向であると言える。

続いて居住忌避について、同和地区内で住宅を購入、賃貸することについて、「同和地区（被差別部落）や同じ小中学校区にある物件は避けると思う」が28.7%、「同和地区（被差別部落）である物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う」が11.3%となっている。これらをあわせて居住忌避的態度をとる割合は４割程度を占めており、全体として同和地区（被差別部落）という場所に対する忌避意識は強いと言わざるを得ず、さらには前回調査と比較して忌避意識は強まっている。これらの意識の背景には、同和地区（被差別部落）に対するマイナスイメージがあり、居住忌避の理由として「こわいイメージがあるから」（35.1%）、「周りの人から避けた方がよいと言われるから」（27.7%）があげられているほか、「自分も同和地区（被差別部落）出身者と思われるから」（29.0%）のように、そうみなされることを避けるために同和地区を忌避する意識も見られる。

これら忌避的態度を促進する要因として、同和地区（被差別部落）出身者・同和地区（被差別部落）に対する否定的な意識がある。とくに結婚忌避に関しては、同和地区（被差別部落）出身者にその解決を求める意識や強い結婚差別の現状認識がその促進要因となり得る。他方で、同和問題（部落差別）は「私たちの課題である」との受け止めや、学校での同和教育経験、身近での同和地区（被差別部落）出身者との出会いが、忌避しない態度を形成する要因となり得ることが示唆された。また、居住忌避に関しても同和地区（被差別部落）出身者にその解決を求める意識や同和地区（被差別部落）に対する差別の現状認識がその促進要因となり得る。他方で、学校での同和教育経験にはその要因とはなっていなかったものの、地区と周辺地域との交流の促進を求める意識や、身近での同和地区（被差別部落）出身者との出会いが、忌避しない態度を形成する要因となり得ることが示唆された。

なお、2016年に制定された「部落差別解消推進法」の堺市民の認知状況（問１）については、「知らない」が40.8%であり、認識をしていない人が多いものの、部落差別解消推進法について「内容を知っている」層で、結婚・居住いずれについても忌避的態度を取らない傾向が見られた。部落差別解消推進法が求められた社会的背景を含め、その趣旨について粘り強く啓発活動を行うとともに、とくに同和地区（被差別部落）への忌避に部落差別が焦点化されつつある現在、同和地区（被差別部落）という場所に対するポジティブなイメージを伴う教育・啓発を行っていく必要があるだろう。

※順位相関係数：データが順位で与えられていた場合に用いられる相関係数のこと。相関関係とは、２種類のデータの一方が増加するともう一方が増加または減少するような関係である。相関係数は相関関係の強さを示す指標であり、-1～1の値を取る。1に近いほど正の相関が、-1に近いほど負の相関が、0だと相関がない。

※偏相関係数：２つの変数間に共通して影響を与えていると考えられる他の変数の影響を

取り除いた状態での、変数間の相関関係の強さを示す指標である。相関係数同様に、-1～1の値を取り、1に近いほど正の相関が、-1に近いほど負の相関が、0だと相関がない。

参考文献

阿久澤麻理子，2021「同和問題について」堺市『第８回堺市人権意識調査結果報告書』187-212.
内田龍史，2025「部落差別（同和問題）意識の現状と課題」『大東市部落差別（同和問題）に関する市民意識調査結果報告書』:64-76.